

一般会計予算・決算審査常任委員会記録【速報版】

○招集日時 令和8年 3月13日（金）午前9時 分

○招集場所 議事堂大会議室

○出席委員	委員長	鈴木三男
	副委員長	海東一弘
	委員	長塚美雪
	〃	本田和成
	〃	岡口すみえ
	〃	佐野太一
	〃	小堤修
	〃	落合信太郎
	〃	染谷和博
	〃	入江洋一
	〃	加増充子

○欠席委員 なし

○出席説明員	市長	中村修
	教育長	石塚康英
	副市長	伊藤哲
	副市長	黒澤伸行
	総務部長	吉田文彦
	政策推進部長	齋藤嘉彦
	財政部長	田中英樹
	健康福祉部長	彦坂哲
	こども部長	助川直美
	まちづくり振興部長	森川和典
	建設部長	渡来真一
	都市整備部長	浅野和生
	教育部長	飯竹永昌
	消防長	岡田直紀
	総務部次長	立野啓司

まちづくり振興部次長	海老原輝夫
総務課長	土谷靖孝
政策推進課長	高中誠
秘書課長	印藤智徳
財政課長	谷池公治
管理課長	山田哲也
教育総合支援センター長	仲田敦夫
生涯学習課長	秋山和也
スポーツ振興課長	稲村忠弘
産業振興課副参事	岡田崇
スポーツ振興課副参事	野口勝彦
安全安心対策課長補佐	岡本純
財政課長補佐	河原崎拓人
管理課長補佐	今井正人
教育総合支援センター 課長補佐	唐口薫
生涯学習課長補佐	宮下克彦
スポーツ振興課長補佐	岡田繭子

○職務のため
出席した者

議長	山野井隆
議会事務局次長	蛭原康友
議会事務局長補佐	小笠原一裕

○付託事件 議案第17号 令和8年度取手市一般会計予算について

○審査の経過

午前 9時 分開議

○鈴木委員長 ただいまの出席委員数は11名。定足数に達しておりますので、会議は成立します。

それでは、ただいまから一般会計予算・決算審査常任委員会を開きます。

それでは、昨日に引き続き、議案第17号、令和8年度取手市一般会計予算の審査を行います。

この議題については、説明を省略することが決まっております。

これから質疑を行います。一般会計予算に対する質疑については、事前通告することとなっております。

委員各位に申し上げます。質疑は議題に対して疑義をただすために行う発言です。質疑

は簡単明瞭に行い、議題外にわたる発言、要望・お願いや各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただくよう、あらかじめ申し上げます。また、質疑に当たっては、予算書または予算説明書等の該当ページを述べてから質疑をお願いします。さらに、この委員会における質疑時間は、1議題につき質疑時間のみ8分以内となります。残り時間が3分となりましたら、ベルを1回鳴らします。また、残り時間が1分でベルを2回鳴らします。質疑時間がなくなりましたらベルを3回鳴らしますので、御承知おき願います。なお、質疑については、答弁を聞いて質疑への疑義が残った委員から議論を深める質疑を認められております。

これから、議案第17号のうち教育費についてを議題とします。執行部の皆様におかれましては、発言する際に部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

質疑通告順に質疑を行います。10人の委員から通告がありました。

まず最初に、入江委員。

○入江委員 入江です。よろしく願いいたします。私からは、コミュニティ・スクール事業に要する経費について、お伺いします。令和8年度取手市のコミュニティ・スクール事業予算について伺います。本事業は、地域と共にある学校づくりの要ですが、現状、市民からは一部の特定層による固定化された組織との厳しい声も上がっています。昨年度の指摘が、どう予算と運用に反映されたのか確認します。

まず、委員の選出についてです。現状、委員の多くを町内会長や新旧PTA会長、あるいは政治団体の役員等が占めており、年齢層も高く、市民に広く開かれた多様な意見が反映される場とは思えません。令和8年度、例えば20代、30代の卒業生や、現役世代の保護者を積極的に登用するなど、委員の刷新を図るための具体的な選考基準の見直しは行われたのでしょうか。また、政治的中立性を担保するための方策を、予算編成の中でどう議論されたのか伺います。

○鈴木委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 生涯学習課、秋山でございます。答弁させていただきます。学校運営協議会委員の選出につきましては、令和7年の市議会定例会や委員会などで、多様な主体の参画をという御意見・御指摘をいただいております。3月現在、各学校において、令和8年度の委員選出について、学校長の意見を求めているところでございます。市議会での御指摘を踏まえ、教育長が各学校長に対し、多様な委員の選出を心がけるよう伝えますとともに、担当課であります生涯学習課から各学校長に発しました任用に関する意見聴取の通知にも、重ねて多様性を意識して意見を述べるよう、お願いをしたところでございます。委員からは、町内会長や新旧PTA会長を委員として選出している現状についての御指摘をいただきました。自治会の代表や保護者の代表については、引き続き学校運営について地域から意見を聴取する上で必要な要素であると考えております。そういった方々に加えて、御提案にあったような、例えば20代や30代の委員を選出することも、協議を活性化する上で有効だと考えております。現在、教育委員会としまして、市内で活動する社会奉仕団体へ、コミュニティ・スクールへの参画を依頼する取組を進めております。

各学校での多様な委員の選出を求めますとともに、教育委員会として行うべき取組についても進めてまいりたいと考えております。

次に、政治的中立性を担保するための方策について御質疑がございました。協議会委員は非常勤特別職の市の職員でありますため、委員としての地位を、例えば営利行為や政治活動などに不当に利用することは、委員たるにふさわしくない行為であると考えております。委員の服務を定めており、それに違反したと認められた場合は、解任することもできるとしております。教育委員会は、協議会の運営の状況についての的確な把握をし、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、運営が適正を欠くことによって、対象学校の運営に現に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じます。各学校の協議会が開催される際には、必ず生涯学習課の職員が同席しております。もし明らかに政治的に偏りがある運営がなされた場合には、教育委員会が抑止力——ブレーキとして機能することになります。以上でございます。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。昨年の市議会での指摘を踏まえて、そのような選出に動いてくれているということなので大変ありがたく思います。

次に、活動の実効性です。学校が抱える課題に対し、課題抽出・現状分析・原因分析・対策・効果検証という、論理的なP D C Aスキームを市として確立してみてもはどうでしょうか。

○鈴木委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 コミュニティ・スクールを実践する上で、文部科学省が推奨してまますが、熟議という取組でございます。子どもたちがどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもたちを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するため、学校運営協議会において、熟慮と議論——熟議を重ねております。これが、P D C Aでいうところの「P」になります。そこを経たプランを実践するのが地域学校協働活動であり、キーパーソンとなるのが地域学校協働活動推進員——通称、C Sコーディネーターでございます。コーディネーターは学校長の運営方針を理解し、地域の様々な方と学校を結びつけ、プランを実現に結びつけます。これがP D C Aの「D」となります。さらに、学校関係者評価を行い、チェックを行い、必要に応じて教育委員会に、学校運営に関する意見・アクションをすることができます。コミュニティ・スクールにおいては、既にこのようなP D C Aの考え方が推奨されており、実際の協議会運営や、学校長がその学校の教育の方向性を示すグランドデザインの作成について、現在もこの点を意識しながら進めておりますが、今後さらに充実してまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。熟議という意味を含めて、それなりにP D C Aを考えていただいているということで、今後さらに推進していったらいいと思います。

最後に、委員の資質の向上です。学校経営に物申すには、G I G A（ギガ）スクール構想や不登校支援、教育法規といった前提知識が不可欠だと思います。個人の経験則だけで

議論しては、教育の質の向上は見込めません。令和8年度予算において、委員向けの専門研修や最新の教育課題を学ぶための学習機会を、どのように確保されたのか伺います。

○鈴木委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 生涯学習課では、特に新任——着任されたばかりの管理職教職員や、初めて協議会委員となった方に向けて、コミュニティ・スクールについて学んでいただく研修を実施しております。講師には文部科学省のコミュニティ・スクールマイスターに依頼するなど、各学校での活動に加えて、協議会委員としての理解を深め、資質を向上いただくための取組を令和8年度予算にも計上しております。そして、委員ご指摘のとおり、学校経営について意見するためには、その委員が学校の現状や子どもたちの現状をよく知ることが大事でございます。協議会運営をする上で、学校長には、委員に対して十分な情報を提供することを求めており、実際、学校運営協議会の委員は、授業を見たり、行事に参加することにより、学校や子どもたちの置かれている状況を把握し、理解していただきます。御指摘のGIGA（ギガ）スクール構想や不登校支援といった教育施策につきましても、子どもたちの1人1台のタブレットを使用した授業の様子や、校内フリースクールといった取組を知っていただき、その上で意見をいただくのが必要です。引き続き各学校には、協議会に最新の学校の状況を見ていただく取組に努めるよう求めてまいります。また、教育委員会としても、各委員に知っていただきたい教育施策について、例えば資料の提供ですとか、どのような共有方法があるのか、研究してまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 御答弁ありがとうございます。今までコミュニティ・スクールについて学んでいただく研修を実施していますとの御答弁がありましたが、これ年に何回ぐらい研修を実施しているのでしょうか。

○鈴木委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 年間で5回開始しており——失礼しました。令和7年度は年間で5回実施いたしました。対象は、新しく取手にお見えになった教職員の先生方であったり、学校運営協議会の委員全体であったりということで、分けて実施、計5回しております。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 5回というのは、適当な数だと——適切な数だと思って……。

○鈴木委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 学校運営協議会委員は、各学校での協議会の出席に加えまして、こちらの研修に関しましても御案内しておりますので、回数としましては、ある程度の効果を得ているというように考えております。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 これからも研修のほうは、多様性を含めてお願いしたいと思います。学校運営協議会は、学校と地域が目標を共有し、子どもたちの未来を共に支える学校経営のパートナーです。令和8年度の事業執行において、20代、30代の卒業生などの多様な視点を取り入れ、課題抽出から効果検証までをシステム化し、委員の専門性を高める研修を充実

させること。これから本質的な学校運営の資質向上に向けた具体的な一步を答弁どおりに力強く踏み出していただくことを強く期待いたしまして私の質疑を終わります。以上です。

○鈴木委員長 次に、小堤委員。

○小堤委員 皆さん、おはようございます。小堤です。よろしくお願ひいたします。私はまず初めに、教育振興に要する経費についてということで説明書 117 ページです。この経費は 1 億 2,579 万 8,000 円計上されていますが、その中で、JETプログラムの活用による英語指導助手増員事業、これは 3,877 万 7,000 円を計上されていますが、このことについてですが、今までのALTもこのJETプログラムによる方々だったんでしょうか。まず、そこをお伺ひします。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課、遠藤です。小堤委員の御質疑にお答えします。現在は、民間会社との契約による 14 名のほか、山王小学校のネイティブスペシャリスト教員 1 名を加えた計 15 名の体制を取っており、JETプログラムによる配置はございません。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 それでは、このJETプログラムで今回 5 人増員しなければならないという、その理由をお聞かせください。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課、遠藤です。お答えします。厳しい選考を経た、子どもたちへの英語教育に対して大変意欲のある方を招致できる点にあります。また、国の大きな財政措置が受けられる経済的な利点に加え、国際交流を推進し、地域全体の国際化に寄与する理由もございます。以上です。

○鈴木委員長 丸山課長

○丸山管財課長 指導課、丸山でございます。補足で答弁をさせていただきたいと思えます。このJETプログラムのALTに関しましては、過去に任用していた時期がございました。当時は、住居の確保や生活支援の全てを市が直接担う必要があり、行政側の負担が極めて大きかったことから、民間企業へ——民間委託へ切り替えたという経緯がございます。今回、数年前から国でコーディネーター制度というものを確立したことから、この制度を活用し、民間会社と支援業務の契約を締結し、生活や事業のサポート専門的に行う体制、これが大きく整ったため、また国の財政措置もあるため、JETプログラムのALTの採用に至ったものでございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 少し分かりました。そうしますと、今回のこの 3,877 万 7,000 円の中に、国のお金というのはどのぐらい入ってるんでしょうか。この説明書を見ますと、渡航費——海外からこの 5 人を来てもらうのも渡航費も出すというようなことが、随分厚遇だなどは思うんですけど、国はどのぐらい——この 3,877 万 7,000 円のうち、国のお金あるんでしょうか。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 財政課、谷池です。お答えさせていただきます。予算説明書には出てこないのですが、今回こちらのJETプログラムへの措置は、交付税措置となっております。JETプログラムでやってくるALTさんの人件費は普通交付税措置、コーディネーターの委託に対しても特別交付税措置があるということになっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 すみません。ちょっとよく聞こえなかったんで、もう一度お願いします。

○鈴木委員長 谷池課長。

○谷池財政課長 申し訳ございません。もう一度お答えさせていただきます。今回のこのJETプログラムによる財政措置は、補助金ではなくて地方交付税になっております。ですので、予算説明書には記載はないのですが、JETプログラムによるALTの人件費については普通交付税措置が、コーディネーターに関しては特別交付税措置があるという形になっております。以上です。

○鈴木委員長 そうすると、あれですか。全額国からの地方交付金等で賄われてるという理解でよろしいのでしょうか。

谷口課長。

○谷池財政課長 失礼しました。お答えさせていただきます。実際に、では幾ら措置がされているのかという点につきましては、この事業に限ったことじゃないですが、地方交付税は全体として措置されておりますので、単品で、では幾らということはお答えはできかねるんですが、普通交付税分については、算定の基礎としましては、1団体に120万円、プラスJET参加者に対して1人当たり480万円ほどで、コーディネーターについては、上限もあるんですけども、おおむね4割程度が算定されるということになっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 指導課では、そういうことは把握しないで、この事業を進めてるんですかね。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。把握しております。ちょっと資料が手元にあるんですが——同じ資料がありますので、しっかり把握をして、このJET1人にかかる数掛ける480万円程度、それに市に全体に120万円程度——これが前年度の例で、来年度、確実にということではないですが、毎年この程度のお金は措置されていると。それから、コーディネーター契約については、今4割から5割ですけども、いろんな係数があって4割程度になるかなということ、把握はしっかりさせていただいております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。丸山課長、自分で国のほうからというふうに言ったんだったら、その辺も——補足じゃないですけど、自分の口から言ってほしかったですね、財政課から言わせるんじゃないかと。そういうことです。

次に、このJETプログラムで5人増員しなければなら——これはやったのか。やらない。増員しなければならなかった理由、これはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。先ほど申し上げましたとおり、今現在、ALTの契約を14名、それから英語ネイティブ教員1名の15名体制でございましたが、これは全校に常時配置するというを目指しまして、残り5名をこのJETプログラムのALTを配置する。とにかく、毎日ALTが学校にいて、子どもたちと触れ合うことができる、英語で交流できる、そういったことを目指してのことでございます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。そうしますと、今までは14プラス山王小で15校ということですけど、全小中学校20校あるうちで5校はいなかったわけですけど、ALTの方がいた学校と、いなかった学校の英語に対する勉強の違いというのはあったんですか、なかったんでしょうか。どっちでしょうか。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課、遠藤がお答えします。これまでも全20校にALTを配置していたんですが、小学校等は複数校を兼務していたため、不在の日がありました。これまでの兼務校では、ALTの勤務日に合わせた限定的な交流にとどまっていた。一方、常駐校では、休み時間や給食といった日常の場面で、子どもたちが自ら自然に英語で語りかける姿が多く見られました。来年度、全校に常時配置をすることが実現されるので、授業のみならず、休み時間や行事、給食といった日常のあらゆる場面で英語に触れる環境が生まれます。これにより、英語への心理的な壁をなくし、生きた言葉として主体的に使いこなそうとする意欲を高める効果が期待できます。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。ということは、14人は常駐校があって、そこからない学校に回って行ってたということですね。分かりました。

次です。次に行きます。学力向上推進事業に要する経費ということで、説明書119ページになります。全体で1,885万5,000円を計上していますが、まず未来の英語エキスパート育成プロジェクト事業、83万4,000円計上していますが、これの英語検定料補助金の受験者の数の積算根拠をお願いします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。6つの市立中学校から各5名ずつ、計30名の選抜を予定しております。現在、新中学2年生及び3年生の中で、既に英検3級以上を取得している生徒が50名以上おりますので、こういった高い意欲を持つ生徒が確実に存在しているということで、まず30名をということで実施させていただきたいと思っています。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。そういう意欲のある子どもの気持ちを育てたいということで、いいことなのかなと思うんですけど。英検のほかに、世の中——学校、中学生も、漢字検定とか、いろいろな検定あって、そういう検定を受ける子どももいると思うんですね。そういう中で、他の検定がある中で、この英検だけは全額補助とした理由というのをお聞か

してください。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。漢字検定や数学検定など、こういった子どもたちが受ける検定は様々ありまして、とても重要だと捉えております。しかしながら、文部科学省では、中学生に英検3級相当以上の実力を有するという、こういった目標を明確に示しております。残念ながら、漢字検定とか数学検定にはございません。ですので、これを受けて、本市では来年度、公教育の責務として、生成AI英語学習アプリの導入とALTの全校常時配置を行い、まずは全ての児童生徒の基礎力を保障したいと考えております。その上に立って、このプロジェクトは、国の目標を超える2級取得を目指す、他自治体にはない本市独自の挑戦となっているということで捉えています。このALTによる——この全額補助というのは、この試験のために、ALTによる高度な直接的なトレーニングもセットで行います。そういった意味で、検定料の全額補助というのは、エキスパートを育成したいという強い決意でございます。以上でございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。次世代を担う子どもたちが大きくなったときには、国際社会も競争が激しくて、グローバルに活躍する子どもたちを日本も養成していかなくちゃいけないんだと思うんですね。だからそういう中で、こういう取組というのは、文科省もやろうということですけども。英検2級というのは、高校卒業程度ぐらいですかね——そのぐらいだと思うんですが、それを中学生のうちから取得できるように応援しようということですけども。もし、この英検準2級が受かった——全額補助で受かって、そして次の準2級プラス、そこにその子がまた受けようと——次回受けようというときには、またそれ全額補助ということですか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。英検は年に3回実施されます。同一年度まででしたら、最大3回までしっかり補助をして、フォローアップしていきたいと思っております。以上でございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 じゃあ逆に、3回やって1回目落ちた、2回目も頑張った……

〔蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

○小堤委員 (続) けど、また落ちちゃったというときには、また全額補助ということですか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 残念ながら、3回受けて残念な結果という子もいる可能性は当然ございます。ただし、これはお金を補助するだけではなくて、ALTによるトレーニングをセットということで行いますので、これは不合格という結果はありますけれども、必ずその子にとって次のステップになる、そういった力をつけられると信じております。こういった伴走型の支援を徹底して、しっかりフォローをしていきたいと思っております。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。目に見えないところで努力が重なっていくということが、大きなところなのかなというふうに感じました。

では、次に行きます。同じく、学力向上推進事業に要する経費で、プログラミング・生成A I 学習推進事業、341万2,000円計上されてますが、このモバイル型ロボットの活用方法と効果を教えてください。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 指導課の宮國です。小堤委員の御質疑にお答えいたします。まず、モバイル型ロボットがどういうものかを説明させていただきます。今回導入を考えているモバイル型ロボットは、対話可能なヒト型ロボットになります。軽量小型で持ち運びができるという特徴があります。身長、約19.8センチメートル、体重、約395グラムで、ちょうど500ミリリットルのペットボトル程度の高さと重さをイメージしていただければ、分かりやすいかと存じます。ロボットが実際に言葉を話し、歩いたり踊ったりする姿は、児童生徒の興味を強く引きつけます。このモバイル型ロボットを通じ、論理的思考を養うプログラミング教育や、対話を深める生成A I の活用へと学びをつなげてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。イメージを湧きました。このぐらいというところで——ペットボトル、昔の何でしたっけ、ホンダ——あんまり言っちゃいけないか。

[笑う者あり]

○小堤委員 何とか君という小型みたいな形ですね。分かりました。

このロボット、各校での対象学年はあるのか、全校生徒なのか。そして、導入台数というのは何台になるのでしょうか。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 お答えいたします。対象学年になりますが、小学校低学年から中学校まで、幅広く活用可能だと考えております。操作性のほうを考慮しますと、4年生以上が中心となりますが、低学年の表現活動であったり、中学生の高度な連携など、発達段階に応じたカリキュラムを組むことで、全学年で効果を発揮すると考えております。今回、モバイル型ロボット16台で、約340万円の事業になります。協働的な学びや対話力の深化につながり、論理的思考力の育成や生成A I に対する正しい見識を獲得することにも寄与すると考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 16台というのは、中学校には行かないということですか。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 お答えいたします。16台の運用方法について説明させていただきます。16台なんですが、8台1組で各校を巡回貸出する——貸出しですね。拠点方式により、限られた予算のほうで、全校の児童生徒へ公平に体験できるようにしていきたいと考えております。拠点方式では、導入初期の稼働率向上に課題のほうがありますので、市内1校をパイロット校として指定しまして、モバイル型ロボットの拠点を学校におきます。

パイロット校では、他校の予約がない期間を利用して、先行的に実践を重ねます。パイロット校での取組は、他校に積極的に共有していくことで全体の稼働率を高め、教育効果を上げていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。でも、ちなみにその1校にいる——滞在する期間というのは、どのぐらいなんですか。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 お答えいたします。こちらのほうは、事前に予約をもって貸出しのほうを行っていきたいと考えておりますので、各学校の申請によるところだとは思いますが、おおむね1週間ぐらいの期間で貸出しするようなことを考えております。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。ありがとうございます。そういうことで全校生徒にも行き渡るといふか、体験できることが可能だということで、分かりました。以上で終わります。

○鈴木委員長 次に、染谷委員。

○染谷委員 それでは、よろしく願いいたします。まず、通学送迎に要する経費についてでございます。この利用状況をお願いいたします。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。染谷委員の御質疑に答弁いたします。通学送迎に要する経費において、スクールバスは遠距離通学となる児童生徒の通学の安全確保のために、現在3路線運行しております。令和7年度は、小文間地区で小学生が31名、小堀地区で小学生3名、中学生4名の計7名、市之代・貝塚地区で小学生10名の利用があります。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 分かりました。なかなか人数がそんなに多くないということで、今、大留は昨年もいなかった——今年もないんですかね。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 お答えいたします。委員お見込みのとおり、大留のほうは現在利用者がございません。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 分かりました。通学の支援ということで非常に大切なんですが、これは今バスを3台使っているということでしょうか。

○鈴木委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 学務課の笠川です。委員おっしゃるとおり、3台の運用を行っております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 現在、通学以外でということで、小堀ではコミュニティバスの代わりに部分を務めている場合もあるんですけども、ほかの2台は、そのような利用というのは無理なんでしょうか。

○鈴木委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 お答えいたします。まずなのですが、小文間地区のスクールバス、こちらにつきましては、特定旅客自動車運送事業の許可を受けておりまして、こちらスクールバスの専用運行というふうになっております。ですので、通学送迎以外の用途に使用するというのは、難しい状況でございます。また、学校では、教育課程——時間割ですね。こちらによりまして下校時間が変動するため、学校とスクールバス運行事業者との間で調整をしながら、日々運行している状況ですので、安定的にバスを提供するというのは、難しいかと考えております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 市之代はどうでしょう。

○鈴木委員長 笠川補佐。

○笠川学務課長補佐 お答えいたします。市之代につきましても、先ほど申し上げました教育課程であったりとか、さらには台風であったり降雪などの天候の影響によって、登下校の時間を変更する場合がございます。そういった状況のときに、スクールバス運行事業者に、その都度、御対応いただいているところでして、例えば日中の御利用であったりとか、そういったところでバスを提供するというのは、安定的に提供するのは難しいというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 今後いろいろ交通手段、高齢者とかない部分がありますので、何とかできるかどうかを、しっかり考えてほしいなというふうに思っております。

次に移ります。特色ある新しい学校教育の推進に要する経費です。令和3年4月から小規模特認校と山王小学校がなりまして、取手らしい山王ならではのよさを生かした教育ということでやっております。この実施状況をお伺いいたします。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課、遠藤がお答えします。特色ある学校教育として、山王小学校での取組が挙げられます。1つ目は、創造する力、表現する力、これらを日本語を母語としないアーティストと育む教育で、「となりのスタジオ」があります。山王小学校の校舎一角をスタジオにして、児童とアーティストが共に創造的なアート作品をつくる活動を行っています。児童はアーティストとともに英語で交流しながら、作品づくりに取り組む活動です。2つ目としましては、自然を芸術に取り入れているアーティストとして、交流事業があります。それは、「大地からはじまること」です。地域の土を採取して、土をこねて形をつくり、野焼きで土器を焼きます。このような体験活動を通して、探求する力も育み自己肯定感を高めます。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 それでは、お伺いいたします。山王小学校でやっていることを、ほかの小学校でも実施できるかどうか、お伺いします。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課、遠藤です。お答えします。他校での実施として、アートを

活用した学習の充実として、取手小学校3年生において、東京藝大の取手収蔵棟のコレクションを鑑賞します。——失礼しました。取手東小の3年生において、東京藝大の取手収蔵棟のコレクションを鑑賞しました。本物の芸術に触れることで、知的好奇心を刺激するとともに、対話型鑑賞も取り入れることで、思考力や表現力を高めることができました。また、東京藝大の協力を得て、児童生徒の作品の見方、捉え方について、思考を広げ、指導に生かすように、教職員を対象とした研修を実施しました。正解のない問いに対して、自ら答えを見いだすアート思考について学びました。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 いろいろ言われるところが、山王小はいろいろやっていていいよねみたいなことは言われて、それは小規模特認校だからということなんですけども、来年度どのくらいの生徒が入るのか。また、説明会にどのくらいの保護者が来たのか、お伺いします。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。染谷委員の御質疑にお答えいたします。来年度入学予定者は11名いらっしゃいます。うち学区から入学される方が4名、小規模特認校により学区変更した方が7名、計11名となっております。以上です。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。説明会におきましては、約60名程度の参加がございました。以上でございます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 たしか定員20人でしたっけ。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 定員のほうは20名程度というような形になっております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 60名の方が参加して、1人の児童に対して1人の保護者ってことじゃないかもしれないですけど、少なくとも30組ぐらいの方はいらっしゃるんですけども、入学に至るといのが少ない気がするんですけど、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。非常に興味深く説明会に参加されますが、やはりこれまでの子どもたちの友達関係を継続するとか、それから、やはり山王小学校にどうやって通うのかという、やっぱりその辺りが非常に多く、説明会終わってからも質問を受けたりもしているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 なかなか通学は御自分でということなので、厳しいかなと。取手駅周辺ですと、バスで行くという方法もあるんでしょうが、ほぼ保護者の方が送らなきゃいけないということで、来年度から、つくば市の谷田部南と栗原小が小規模特認校になるということで、ここ非常に人気があるようで、ちょっと説明会には300人以上の方が来られたことで、何人入学するかはちょっと聞いてないんですけども、もう少し人気になっていいのかなという気がしますので、そこは頑張ってもらいたいというふうに思っております。

次に移ります。小学校保健衛生に要する経費について、虫歯予防のところで、フッ化物洗口の効果について、お伺いいたします。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 保健給食課の松崎です。染谷委員の御質疑にお答えいたします。フッ化物洗口の効果につきましては、世界的にも、国でも様々な関係機関により、科学的安全性、有効性が十分確立されております。直近で言いますと、令和8年2月に県より効果検証に関する結果の発表がありました。小学校1年生の時点で虫歯の状況が同じと仮定した場合に、小学校1年生から3年生でフッ化物洗口を実施した学校は、実施していない学校と比べまして、小学校4年生時点の永久歯の1人当たり虫歯の本数が約50%少ないという結果の報告もありました。こういったところから、虫歯の予防の効果がある、そのように認識しているところでございます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 来年度は何校で実施する予定なんですか。

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課、横島です。染谷議員の御質疑にお答えいたします。来年度は、今年度と引き続き2校で——モデル校2校で実施する予定です。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 まだ2校ということで、それを受けて、今後は全校で実施する方向性ということでしょうか。

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課、横島です。お答えいたします。フッ化物洗口が虫歯予防に効果があることは、国や県など様々な関係機関により実証されております。全校に実施するとなると、学校現場に対し新たな業務の負担が生じる恐れがあります。そのため、モデル校における取組の検証を行うなど、学校現場の声をしっかりと把握した上で、学校現場に負担が少ない実施方法を模索しながら、全校実施について検討のほうを進めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 今現在やっているところは、歯科医の先生に来ていただいて指導していただいたりとか、いろいろしながら進めているようですが、やはりやりたくないという保護者の方もいらっしゃるようで、それはどの程度いらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 お答えいたします。3月2日現在、モデル校2校におけます実施状況につきましては、取手小学校1年生から3年生の児童129名中、未実施者が14名で、全体の10.9%となっております。また、藤代小学校では、1年生から3年生の児童159名中、未実施者が26名で、全体の16.4%となっております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 その理由とかは、お聞きしてるのでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 あくまでも希望制ということで、理由のほうは特段確認をしておりません。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 せっかくいい事業ですので、しかもかなり有効性があるということで。私も聞きました。大人がやって有効なのと言ったら、やって駄目なことはないけど大した効果はないですということを言われまして、せっかくいい事業ですので、しっかりその辺も、やりたくないという方の理由を確認したほうがいいのかなど思っております。以上で終わります。

○鈴木委員長 次に、加増委員。

○加増委員 私のほうからは、2点伺います。初めに、小中学校の学校給食については、本田さんが質疑するという内容になっておりますので、私はこれは辞退しました。

○鈴木委員長 取下げの連絡が事前にありますので、委員長はこれを認めました。
加増委員。

○加増委員 ありがとうございます。初めに、公民館活動に要する経費について伺います。この間、公民館の問題も地域の中では、いろいろ出されてきているんですけども、この公民館というのは社会教育法第20条でうたわれて、地域の教養の向上とか、健康増進、文化の振興とかいろいろあるんですが、公民館がここ——何十年になるでしょうか。貸し館業務が中心になっているというのがすごく懸念されているんですが、この貸し館業務が主になってきている中で、公民館の事業について伺います。これは第22条では、公民館は定期講座を開設することとか、講演会をやるとか、討論会、図書・資料等を備えて、その利用を図ることとか、いろいろ6項目にわたってありますが、その事業についての内容はどうなんでしょうか。伺います。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 生涯学習課、大久保でございます。加増委員の御質疑に答弁いたします。公民館では、学習活動を行う団体グループに場所を提供する以外にも、公民館が主体的に行う事業を行っております。特色あるものとしては高齢者学級等の運営、学校や地域との合同での夏祭りや運動会の開催、市が掲げるこどもまんなか社会の実現に向けた公民館子どもの居場所づくりなどの事業を主体的に企画し、様々な世代の方に学習や交流の機会を提供しております。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 様々な事業が行われているということも伺っておりますけれども、大体公民館は貸し館業務になってしまったというのが、市民から見ればそうなんです。他の自治体をいろいろ見ますと、本当に子ども向けの事業、先ほども子どもの居場所づくりとありましたけれども、中には地域の人と俳句をつくったり。これが公民館の事業として、やられているというのが大きな内容なんですけれども、取手市は貸している——利用されている利用者がどういう内容をやっているかということで、そっちに重きがいつてしまっているのかなと懸念するところです。そして、独自事業としてやられている中での報償費120万円ということだと思っておりますが、この内容についてはどうなんでしょうか。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 御答弁いたします。

○加増委員 令和8年度の公民館活動に要する経費の報償費・謝礼につきましては、各公民館で実施する高齢者学級などの連続講座の講師への謝礼が32万3,000円、短期講座の講師への謝礼が8万6,000円、子どもの居場所づくり等の子ども向け講座が15万円、その他のイベントへの出演者などへの謝礼が7万円、合計62万9,000円として積算しております。また、イベントの商品代として、夏祭りが約16万円、地区運動会が19万8,000円、子どもの集いが約10万3,000円、公民館祭りが4万4,000円、その他イベントが6万6,000円、合計57万1,000円となっております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 様々なこの内容なんですけれども、公民館の中で、事業の——先ほど私が読み上げた中で、定期講座を行われているというのは分かりました。それから図書とか、資料等を備えてその利用を図ることということで、図書室がある公民館もあると思うんですけれども、全ての14館全てにあるわけじゃないんですよね。そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 生涯学習課、秋山でございます。お答えいたします。委員ご指摘のとおり、これまでの公民館活動の中で、公民館の文庫、これを地域の方々と一緒にお作りいただいた経緯がございます。現在も幾つかの館で、その活動が続いているところがございます。また併せまして、公民館については、取手市立図書館のサービスポイントとして機能しているところもございます。このような機能も含めまして、市民の皆様の読書活動の支えとして機能していると考えております。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 読書活動を支えていくということは、大きな地域の皆さんの教養——活動、それから文化振興ということで大きな役割があると思うんですが、図書室がないところは、図書館と——取手の図書館から本を借りたら、そこから返す、そういうところで使われていると思うんですけれども、今後、図書室の開設とかそういうことも、今後の方針としてはお考えになっていますでしょうか。

○鈴木委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 お答えいたします。公民館独自の文庫の維持管理に関しましては、先ほど申し上げましたとおり地元の方々——地域の皆様のご協力をいただいているところがございます。今後も公民館の運営に関しましては、御利用の状況——公民館にいらっしやって図書室を御利用になる皆様の状況ですとか、そういった地元の皆様の御協力、そういったものを見ながら今後の展開を考えていきたいと考えております。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 今後の公民館の活動展開を考えていくということなんですけれども、そもそも公民館というのは、社会教育法第20条にうたわれております住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興とか、いろいろ——社会福祉の増進とかありますけれども、やは

り公民館が14館あるというのは取手の財産だと思うんですね。その公民館の14館の中で、本当にこの自主事業をもっともっと活発に行って、地域の人と密着して、いろんなことができる。ただ貸し館やって、もう利用者にお任せではなく、公民館の活動として、しっかりやっていく、その役割を果たしていくということが、今取手市の公民館に求められているのかなと私は思いますので、先ほど、これから考えていく・検討するという話なんですけれども、しっかりこの点については社会教育法の1つの施設なんだよということで、この理念——役割を果たすということをしっかり進めていっていただきたいと思いません。

次に、取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費なんですけれども、グリーンスポーツセンターは、この指定管理料がいよいよ令和8年から……

[蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす]

○加増委員 (続) 新しい指定管理者でスタートされるんですが、指定管理料が、今までの——令和7年度までの管理料と大幅に——大きく変わったんですが、その内容についてはどうなんでしょうか、伺います。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。ただいまの加増委員の御質疑にお答えさせていただきます。指定管理料の増額ということについてということですが、近年の経済状況に伴い、物価の上昇が今現在続いている状況でございます。また、人件費や光熱費も同様に高騰しており、施設運営にかかるコストが大変増加している状態でございます。指定管理者が適正な管理を行う上で必要な経費であり、増額の主な理由となっております。これらの措置は、利用者の安全性・快適性を確保し、施設の持続的運営を実現するために必要だと考えております。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 基本協定の資料をとということでお伺いしましたら、まだできていないということなんです。令和8年度からスタートだということ、その内容については詳しくは分かりませんが、この私の手元にある令和5年——これは令和7年度までの指定管理者の内容だと思うんですが、様々な内容が入っております。自主事業がどういうものを行っているか、それから委託料はどんなものがあるのか、スポーツ教室はどのようなものがあるのかということ、詳しくあるんですが、こういった事業とか、自主事業も含めて——スポーツ教室なども含めて、どのような内容でこの基本協定の中に検討されているのか伺います。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 今後、基本協定を結びまして、またその後、年度協定という形で、事業をどういったものを令和8年度やっていただくかというところで協定を結ぶ予定です。指定管理者を選定する上で、様々な提案が出されております。今までグリーンスポーツセンター、こちら市のほうからお願いしている教室を継続的にやっていただきたいという内容もございますし、あと提案して自主事業という形で、新しく指定管理者のほうで行っていただく事業もございますので、そういった形で今後進めていく予定でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 新しい指定管理者になるに当たって、今までの利用者の皆さんからの声——こういうものやっていたらいいとか、そういう声も入っているんでしょうか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 今、私どものほうに届いているのは、やはり今まで継続的にやっていたプールを利用した水泳教室であるとか、そういったものは続けていただきたいということがございますので、それは今までの指定管理者に指定事業としてお願いしていたものに関しては、継続的に続けていく予定でございます。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 新しい事業というのは——これまでにない新しい事業というのにも検討されてたんでしょうか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 今後、新しい指定管理者の事業といたしましては、あとトレーニング室に女性専用のエリアを設置したり、あと最先端のAIフィットネスマシンを導入するような話を聞いております。また、アイドルタイムの有効活用として、誰でも気軽にアクティブスポーツ、ピククルボールの体験会というようなことも予定していると聞いております。また、アスレチック広場——森の広場を活用した野外体験イベントや、防災教育も絡めたキャンプ体験も予定しているということで聞いております。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 その内容は、また後で具体的に伺うので後にします。それで、基本協定の中で、これまでの指定管理者と取手市の基本協定の中には、利潤が出た場合は半分返還しますよという部分もあったんですが……

〔蛭原議会事務局次長ベルを2回鳴らす〕

○加増委員 (続) それがなくなると伺ってるんですが、どういう内容でしょうか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。お答えさせていただきます。取手グリーンスポーツセンターの指定管理者選定に当たりましては、令和7年度、公の施設指定管理者選定委員会を設置いたしまして、厳正な審査を経て、新たに日本スポーツ振興協会【「日本スポーツ振興協会」を「日本スポーツ振興協会グループ」に発言訂正】を指定管理者として決定いたしました。新しい指定管理者の提案書においては、従来の利益還元形式ではなく、利用者へのサービス向上や施設利用の促進を通じて市民に還元するという方針が示されておりました。この提案は、施設の利用価値を高め、より多くの市民が快適に利用できる環境を整備することを目的としており、選定委員会においても評価された内容となっております。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 利用者へのサービス向上のために、利益の還元をそのように考えているということなんですが、具体的に数字で出てこない、どこが利用者のサービス向上に——ど

のようにされているのか見えないんですけども、その点については、どんなふうに受け止めてるんですか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。お答えさせていただきます。これは、これから新たに指定管理者がいろいろな自主事業を実施していくので、施設管理も含めて、そういったものに関して利益還元していくということなので、これからそういったものが見えてくるということになると思います。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。指定管理者制度の問題はこれまでも伺ってまいりましたけれども、このグリスポとウェルネスプラザの指定管理者が同じなんですね。そういう同じ指定管理者の中で、契約上の不平等があるんじゃないか、ちょっと違うところもあるんじゃないかという、その利益の還元も含めて。その改善というのは同じような考え方で進めていく必要があると思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。今、加増委員が利益の還元ということをよく重要として御質疑されてるんですけども。あくまでも利益の還元は提案理由の一つということなので、全て指定管理者を選定する上では、総合的に——先ほど御説明した自主事業であったり施設の管理であったり、そういったものを総合的に審査させていただいて、選定委員会の中で選定させていただいているということになっておりますので、よろしくお願いたします。

○鈴木委員長 あと5秒です。——よろしいですか。はい。

次に、海東委員。

○海東委員 委員の海東と申します。よろしくお願いたします。予算書、主に248ページから、説明書118ページから119ページ、教育相談に要する経費につきまして、質疑をいたします。

まず、教育資質・能力向上研修についてでございます。講師の方の謝礼ですが、令和7年度予算ベースでは90万円であるのに対しまして、令和8年度は149万円と、増額が見込まれています。こちらの増額の要因、またこの講師謝礼が増額されることによりまして、研修内容が変わるのか、より一層の充実が図られるのか、本研修の内容、増額の要因や目的など、また増額により期待できる効果など、質疑通告1つ目のところでございます。こちらの点につきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 大滝補佐。

○大滝教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センターの大滝です。お答えさせていただきます。教育資質・能力向上研修の内容についてでございますが、主なものとしたしましては、夏休み期間中に実施する教員を対象とした研修となります。具体的に申し上げますと、市民会館の大ホールにおいて実施する、市内公立の小中学校の教員全員を対象とした研修でございます。そのほかにも、教員の資質向上を目的とした研修を実施する予定でございます。また、夏休み以外に実施するものとしたしまして、児童生徒を対象とし

た研修を実施する予定でございます。予算額の増につきましては、長年見直しがされてこなかった講師謝礼を見直したことで、研修の回数を増やしたことによるものでございます。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解できました。では、この講師の方でありますけれども、この講師の方も日々研さんを積まれていることと思っておりますけれども、この講師の方というのはどのような方でしょうか、お尋ねします。

○鈴木委員長 仲田課長。

○仲田教育総合支援センター長 教育総合支援センター、仲田でございます。お答えいたします。まず、令和7年度の講師としましては、東京理科大学の八並光俊先生をお招きしました。来年度——令和8年度に関しましては、今、日程のほうを調整しているところですが、相馬先生をお招きする予定になっております。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。先生の方の——日々研さんと申し上げたんですけれども、そのような大学の先生などがいらっしゃって、しっかりとした研修だということによって理解をさせていただきました。また、令和8年度におかれましては、研修の回数も増やされるということで、より充実されるということで理解させていただきました。

では、次でございます。スクールロイヤー委託料の増額についてでございます。スクールロイヤーの方が、全国的な配置率からしましても、大変貴重でありますことは理解しているところでありますけれども。こちら令和7年度の予算ベースで181万5,000円でしたが、令和8年度は220万円に増額が見込まれています。こちらの増額になります経緯など、またその効果などはいかがでしょうか、お尋ねします。

○鈴木委員長 仲田課長。

○仲田教育総合支援センター長 教育総合支援センター、仲田でございます。海東委員の御質疑にお答えいたします。スクールロイヤーの委託料の増額についてですが、理由は2点ございます。1点目は、スクールロイヤーは、学校内外で起きている事案について法的な相談を行っております。中でもSNSによるものなど、対応が難しく早急な対応が必要とされるものが増えていることがございます。2点目は、いじめ予防に向けた学校の取組について、学校に出向いていただいて校内を直接見た上で、管理職、教育委員会に助言を行う機会が増えたため増額しております。効果といたしましては、スクールロイヤーに来ていただく回数が増えることで、研修の機会も増えます。また、学校側がスクールロイヤーを身近なものとして感じられ、早い段階で相談ができます。結果として、問題に対して深刻化する前に解決しやすくなる効果が期待できます。以上でございます。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。スクールロイヤーの方がいらっしゃることによりまして、大変心強いと思われると思います。また先ほどの話で、身近に感じられるということで、非常にいいところかなと、そのように理解させていただきました。

では、最後でございます。不登校児童生徒支援事業についてでございます。予算説明書

にもありますように、令和8年度から、学校や教室に入ることができない児童生徒を対象にしまして、余裕教室等を利用し、創作活動を通じて、自身を表現する機会を創出するとされています。また、こちらは委託するということでもありますけれども、こちらの詳細、期待できる効果など、まずはこちらの点につきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 木村補佐。

○木村教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、木村でございます。先ほどの質疑にお答えします。不登校児童生徒支援事業の内容と見込める成果についてですが、取手市における、学校や教室に入ることができない児童生徒に対し、東京藝術大学の学生・教員と連携して創作活動を行うことで、自己表現の喜びを体験し、自己肯定感を高めることを目的とするプログラムを実施します。期待される効果としては、正解のない自由な発想や表現を尊重するアートの特性を生かし、児童生徒が安心して参加できる場を提供することで、児童生徒一人一人が自らの可能性に気づき、将来の社会的自立に向けた力を育むことの一助としての役割を期待する事業です。令和8年度は試行段階として、適応指導教室ひまわりルームと取手一中の校内サポートルームあすなる教室をパイロット校として、学級へ入室できない生徒を対象に、東京藝術大学の藝術科学生と共に創作活動を行う計画です。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解できました。では、この事業委託先なんですけれども、調べることはできませんで、事業委託先、この辺りは既に決まってるんだろうなと考えるんですけれども、委託先のほうはいかがでしょうか、お尋ねします。

○鈴木委員長 大滝補佐。

○大滝教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、大滝です。東京藝術大学の取手キャンパスと契約を結ぶ予定でございます。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。失礼しました。ありがとうございます。

では、この事業委託ということになりますので、委託先からの報告でありましたり、連携・共有などは、どのようにされますでしょうか、お尋ねします。

○鈴木委員長 大滝補佐。

○大滝教育総合支援センター課長補佐 お答えいたします。活動実施中にもセンターの職員の立会いだったりも行いますし、委託事業ですので、事業が終わり次第、事業者のほうから御報告をいただくことになっております。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。都度報告があるということで理解いたしました。とてもよい事業だと、期待できると理解いたしました。日頃より児童生徒——子どもたちのために、本当にありがとうございます。引き続きまして、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○鈴木委員長 次に、本田委員。

○本田委員 本田です。よろしくお願いいたします。中学校費の給食運営に要する経費につい

てですけども、中学校の給食の賄材料費について、お伺いします。2025年から2026年にかけて、今年もこの1年間で約2万品目くらいの食料品が値上げしてるというような状況です。自校式分の4校分になりますけども、令和6年度決算では9,414万円、令和7年度の予算では8,931万円、今回の予算が9,187万円ということなんですけども。この食材費の高騰、非常に今、してると思うんですけども、この状況をお伺いします。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 保健給食課の松崎です。本田委員の御質疑にお答えいたします。分かりやすい内容としまして、米飯——御飯について、ちょっとお答えさせていただきます。中学生に提供される110グラム当たりの御飯が令和2年度時点一つ当たり80.52円、令和7年度下期では136.56円と、56.04円値上がりしております。上昇率で言いますと約170%、令和2年度比で上昇している状況でございます。また牛乳においても、令和2年度49.91円が、令和7年度63.62円ということで、上昇率約127%となっております。その他、パン、ソフト麺についても、令和2年度比130%以上の上昇率ということで、かなりの上昇を認識しているところでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 私の一般質問で以前、令和6年度から令和7年度にかけてかな、大体全体で6%ぐらいの上昇率だということだったんですけども、本当にこれだけ上昇してる状況の中で、食材の無駄をなくすという必要があると思うんですね。その中で、残食率というものがあるんですけども、こういった数値というのは把握されてるんでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。実際、現場での食が残った量というのはある程度把握しているところでございますけども、率として明確に数値化している状況は現時点ではございません。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 これ残食率って、東京とかそういったところだと厳格に結構——しっかり把握をしているというところもあります。全国の自治体では大体3割ぐらいが、残食率について把握をしていると——3割しかないということなんです。ただ、これ平均が——残食率をしっかりと取っているところの全国平均というのが約6.9%と言われてまして、一人当たりの食べ残しが、大体7キロ——年間7キロぐらいと言われてます。そういったことから、やっぱり食べ残しをどうやって減らすかということも、この食材の使用とか、食材費を下げるといふことにもなると思うんですけども、この残菜というんですかね。これを減らす取組というのは何かされてるんでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。まず、献立を作成する時点で、栄養教諭が栄養バランスであったり、また様々なメニューの工夫をして、極力安定した給食を提供した上で、しっかりと食べていただけるようなメニューを構築しております。そういったところを引き続き進めながら、少しでも食の残がなくなるような取組というのも、これもまた食という観点からも大切だと思っておりますので、そこは引き続き対応していきたい、そ

のように考えております。

○鈴木委員長 本田委員。

○松崎教育次長 ありがとうございます。それと食材事情、依然と——今後も高騰状況になるのかどうかという、非常に不明確な状況にあると思います。この食材費を抑える工夫など、ほかにあればお伺いします。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。納入業者も安価に納入できるよう努力をしている、そのように我々は認識しているところでございます。今後も給食物資納入業者と意見交換しながら、現状把握に努めることがやはり大切であります。今現在取り組んでいるものとしまして、自校方式の精肉のところを例に挙げますと、現在、精肉店3社に納入いただいているところなんですけれども、そこでのお話の中では、学校への配送コスト、こういったものが課題になっているということでした。その中で輪番制で対応していただいておりますけれども、各学校で輪番制を引いている中で、できるだけ納入先を近い学校にすることで、効率的に配送することでコスト増を抑える、そういった工夫もしているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。実際、何で食材費が上がるかというのは、物流コストとか人件費、製造コストというのが非常に上がっているということも一つ要因があるんですね。なのでやっぱり、そういった物流コストを下げるということも非常に重要だと思いますので、その点しっかりやって——工夫してやっていただければと思います。

続いて、学校給食の調理業務委託料、これの内訳などがあれば、お伺いします。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。大まかな内訳としまして、人件費、衛生——消耗品費や被服費、事務管理費などによって積算されております。概算で約——その中で、75%から85%が、おおむね人件費ということで積算されているところでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ほとんどが人件費ということで、そうすると業務委託費というのを下げるとというのは、なかなか難しいと思うんですね。そういったことからすると、やっぱり、いろんなねところを、どういうふうに下げていくのかという工夫をしていかなきゃいけないのかなと思っております。それで、小学校は令和8年度から無償化になるんですけども、中学校の無償化について、これについて、国の動向、県の動向を見るということをお答えされてるんですけども、この辺の協議とかというのはされてるんでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。中学校の給食費の無償化ということですけども——その協議ということですけども、これまで給食の無償化という国の議論の中で——様々な議論の中で、全国市長会や県市長会で要望等がなされてきた経緯がございます。そういったことから、市単独で国や県と協議するものではないと認識しております。国としましても、小学校の実施後なるべく早い時期に、中学校給食費の無償化を実施したい

という方針が示されておりましたので、引き続き国・県の動向をしっかりと注視して対応していきたいと考えているところでございます。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 どうもありがとうございます。しっかりと注視して、早期にやっていただきたいのですが、やっぱり市でどういうふうに速やかにできるかということも併せて検討していただきたいなと思っております。以上です。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。先ほど加増議員の質疑に対する答弁の中で、取手グリーンスポーツセンターの指定管理者を「日本スポーツ振興協会」と申し上げましたが、正しくは「日本スポーツ振興協会グループ」になります。訂正をお願いいたします。

○鈴木委員長 委員長は訂正を認めます。

次に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしく申し上げます。まず、教育振興に要する経費についてです。予算説明書 117 ページです。理科教育用教材購入、65万3,000円についてなんですけども、こちら毎年計上されています原子力・エネルギー教育における理科教育用備品とありますが、これ例えば、どのような教材になるのかということをお伺いしたいと思いません。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 指導課の宮國と申します。佐野委員の御質疑にお答えいたします。どのような教材が購入されているかということですが、令和8年度は、手回し発電機や、ダニエル・ボルタ電池、戸田式霧箱などを購入予定でおります。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。これ毎年違うということの認識でよろしいですね。

○鈴木委員長 宮國補佐。

○宮國指導課長補佐 お答えいたします。こちらのほうは、本事業は毎年各学校に対し要望調査のほうを行い予算を計上しております。そのため、学校からの要望の件数や教材の種類が異なるため、毎年金額が変動しております。ちなみに、令和7年度は1校のみの要望でありましたが、令和8年度は4校より要望がありましたので、金額が大幅に増加しております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。金額の件もちょっと次聞こうと思ったんですけど、お答えいただいてありがとうございます。

続きまして、JETプログラム活用による英語指導助手増員事業についてです。これ先ほど小堤委員からも質疑がありましたので、分かったところもあるんですけども、JETプログラム等でのALTと、派遣ALTとの違いは、国の財政措置があるということだったんですね、費用の面。このJETプログラムからの配置人数というのは、これ人数的な上限というのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。佐野委員の御質疑に答弁させていただきます。上限に関しては、ちょっと何人までというようなところは、募集要項等にははっきりと記載してなかったかなというふうに思っております。ただ他市町村——取手市よりもっと大きな規模のところでは、やはり10名以上20名ぐらいとか、そういったところで実施しているところもございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。そうしますと、今後、費用対効果とかいろいろあるかと思うんですけども、上限がないということであれば、JETからのALTとかの人数配分というのは、これ変わってくるということはあるのでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。来年度——先ほど、ずっと前にこのJETプログラムのALTを採用していたという実績がございますが、来年度新たに始めますので、まずは5人でスタートして、その効果をしっかり検証した上で、今後どうしていくかということも、しっかり検討してまいりたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 今、効果の検証というお話ありましたけど、この効果の検証方法、どういったことで検証していくのかということについては、どういうふうになってますでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。現在、民間企業で契約をしているALTに関しまして、これは年度末に、一番近くで接している学校の先生方による評価及び教育委員会の評価ということで、そういった一定の評価を出させていただいております。このJETプログラムによるALTに関しましても、同じようなシステムでしっかり評価した上で、これは1年契約となっておりますので、例えば、その方とは来年契約しないとか、来年この方とは契約するとか、5年まで契約が延長が可能ですので、そういった形でしっかり評価をした上で精査をしていきたいと思っております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 これから例えばJETプログラムからのALTの方を配置するのか、それとも派遣契約でのALTの方を配置するのかというのは、個々の方の質というかレベルというか、その方のそれぞれの検証を行った上で継続していく。例えば、5年までだったら5年までの内の話ですけども、そういう形になるのでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。現在の14名の民間企業でのALTと契約しており、5名新たにJETプログラムでということですけども、その率等々については、やっぱり全体のバランスがございます。民間企業のよさと、こういったJETプログラムのよさ、そういったものをしっかり検証しながら、まず来年度スタートしてみて、そういったものの人数の割合も今後当然検討していく材料になってくるかと思っております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。JETプログラムの利用というのは、国の政策——国の事業ということもあって、教育政策も含めて、地域交流政策というのも多分入ってくると思うんですね。その辺はやっぱり、派遣型のALTとはちょっと異なってくると思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。委員おっしゃるとおり、国際交流という、そういったところでの国の事業でございます。そういった部分のALTと、現在日本で生活しているALTと、こういったことが融合することで、いろんな相乗効果が学校教育に生まれると思っております。そういったところも加味しながら、今後その割合も含めて考えていきたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。続きまして、公民館活動に要する経費についてです。予算説明書134ページです。報償費についてですが、これは各公民館講師謝礼等とあります。公民館では、幅広い年齢層を対象とした講座や講演会を開催しているとのことです。先ほど加増委員からの質疑もありましたけれども、これらの開催状況ですとか参加人数などをちょっと教えていただけますでしょうか。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 生涯学習課、大久保でございます。佐野委員の御質疑に御答弁いたします。令和7年度の開催状況でございますが、まだ事業は確定しておりませんが、大体、講座のほうは約20事業、イベントのほうは約30事業、高齢者・女性学級につきましては、9学級で約100回の活動を行うような予定となっております。参加人数につきまして、まだちょっと今のところ把握できておりませんので——事業の参加人数は把握できていないんですが、公民館の講座やイベントへの参加人数につきましては、高齢者学級等の連続講座の参加人数は小さいクラスで10人、大きいクラスですと120人程度、短期講座は1回の講座で10人から30人程度、公民館まつり等のイベントについては100人単位の参加がされている状況でございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 これ聞くところによりますと、報償費がちょっと安くて講師を受けづらいという話もちょっと聞こえてきております。講師報償費の平均金額はどれくらいになるのか、また謝礼の適正金額の考え方についてお伺いします。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 御答弁いたします。講師等の報償費については、1回当たり半日——3時間ほどの時間の講師に対して、5,000円程度の支払いを平均的な設定としております。グループなどの複数人で講座や出演いただくときなどは、人数などを考慮して1万円程度の謝礼を支払っております。謝礼の適正についてでございますが、講師として呼び出す方々はプロではなくて、参加者と同様の市民の方の中から選んでおります。練習や学習の成果を他の方々にも伝えるという視点、公民館は共に学習する場という観点か

ら、指導への報酬ではなく謝礼として、1回当たり5,000円から1万円程度までを基準としてお支払いしております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうすると、適正金額であるという認識だと思うんですが。これはプロでないから適正なんだということなんですか。

○鈴木委員長 秋山課長。

○秋山生涯学習課長 生涯学習課、秋山です。今、委員ご指摘のとおり、市民の中で非常にスキルのある方、上手な方から選んでおりますので、そのような設定となっております。これが、講座の内容によってプロをお呼びするとかいう場合には、当然、報償費のほうは、その講座に限っては別の設定が必要であるというようには考えております。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 講師の方も、開催する講座や講演会は、より多くの方にお越しいただけることを望まれていると思います。開催内容についてのニーズの捉え方、今後どういうふうに考えておられるでしょうか。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 御答弁いたします。ニーズにつきましては、参加者からの御意見を踏まえて把握しております。ただ、事業につきましては、事業への応募や参加状況、社会のトレンドなどを考慮して企画しております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。続いて、図書館活動に要する経費についてです。予算説明書135ページです。図書配送業務委託料についてです。ここ数年を見ますと、大体680万円台から695万円に推移していると思うんですが、令和8年度は846万8,000円と増額になってます。その理由について、お伺いいたします。

○鈴木委員長 渡辺補佐。

○渡辺図書館課長補佐 取手図書館の渡辺です。佐野委員の質疑にお答えいたします。図書配送業務委託料の増額理由につきまして、御説明をさせていただきます。図書配送業務については、令和6年度までは、図書館休館日以外の毎日、各図書館や公民館・市立小中学校等に図書の配送業務を委託していました。しかし、人件費や燃料費の高騰で、前契約と同じ内容では委託契約の予算が確保できず、仕様内容を精査した結果、週6日の配送を1日減らし週5日とすることで、前年度予算と同等額に収まるよう対応することとしました。そのようなことから、令和7年度は減額した1日分の配送を職員が対応しておりましたが、週末は職員が半分体制の中、配送業務を行うこととなり、開館業務や配送中の事故のリスクなど負担が大きいため、これまで同様、令和8年度からは図書館休館日を除く毎日を配送業務委託をすることとしたための増額分となります。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 よく分かりました。図書の配送業務に関しては、予算説明書にもあるように、公民館や……

〔蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

○佐野委員 (続) 駅前窓口といったサテライト施設での予約本の提供や返却受付を行っています。返却については、通勤されている複数の方からちょっとお声がありまして、駅で返却ポストなどを置いて返却できれば、とても助かるというお声があるんですけれども、ほかでは実施されている駅もあるようなんですが、これまで御検討された経緯などはありますでしょうか。

○鈴木委員長 近藤補佐。

○近藤図書館課長補佐 取手図書館の近藤です。佐野委員の質疑にお答えいたします。駅に図書を回収するボックスの設置につきましての御要望は、過去にも、あったら便利だなといった声はあったと聞いております。設置に至っていない理由といたしましては、取手駅にはリボンビル内に駅前窓口があることや、藤代駅から程近い距離のふじしろ図書館では、閉館時間でも返却できるポストがあること、また無人の回収ボックスとなりますと、ごみ箱と間違えて空き缶などを入れられてしまった際には、図書が汚れてしまうおそれなどがあること、また回収頻度によりましては、ポストに入れただけではデータ上返却したことにはなりませんので、予約や図書を借りるための冊数制限に支障が出たりと、運用上の問題がございます。これらを検討する中で、設置には至っていないのが現状であります。以上となります。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。ご利用者も、少し回れば返却する場所があるので、利用できると思うんですけれども。日々、通勤される忙しい時間の中で、少しでも効率よく返却ができればという思いは、私も長く駅利用で通勤しておりましたので理解ができます。いろいろな課題も今おっしゃっていただいたんですが、実際に実施しているところもありますので、調査研究などを深めていただけるように、御機会があればよろしく願いいたします。以上となります。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、岡口委員。

○岡口委員 岡口です。よろしくお願いいたします。まず最初に、JETプログラムの活用について伺います。先ほど、小堤委員と佐野委員が質疑・答弁をいただいている、大体のことは理解できました。

私は3つ目の、ALT配置の質の確保について、伺いたしたいと思います。ALTが各校に配置されたことというのは非常に大きな前進であり、子どもたちが英語に触れる機会を増やす、とてもいい大変意義のある取組というふうには受け止めております。ただ、外国から来たばかりのALTについて、人数を増やす——量の確保だけでなく、英語教育の質の向上をどのように図っていくか、お願いいたします。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課、遠藤です。お答えします。ALT配置の質の確保ということで、現在14名のALTを配置している豊富な実績を持つ民間会社とコーディネート契約を交わすことで、JETプログラムのALTも民間会社のALTと同じように、この会社独自の研修カリキュラムと一緒に受けることができたり、定期的なミーティングに参加したりすることで、ALT同士のコミュニケーションを深め、ALTの質を高められると

考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。民間の派遣のところからの研修も、一緒にこの5人が受けられるということを理解いたしました。では、ALTが——この5人の配置は、どのようにお考えなんでしょうか。例えば、日本語が話せないJETのALTは、どの学校に配置するとお考えか、その辺お伺いします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。岡口委員の御質疑に答弁させていただきます。このJETプログラムによるALTを、どこの学校に配置するかということに関しましては、ちょっとこの場では当然、申し上げることはできません。これは、日本への生活経験等々、それからこれまでの日本への渡航経験とか、そういったこともコーディネーター会社と一緒に協議しながら、そういったことを踏まえて、あとは学校の状況を踏まえて、これから決めることとなります。何よりも、まだその方たちも来日しておりませんので、事前の当然コンタクトは取ってまいりますが、実際に来て研修を受けた上で、それで実施をしたいと——決定をしていきたいと思っています。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。面談等とか重ねて、現場に入る前に——学校に入る前に、しっかりとした力を持って、自信を持って、各学校に配置をお願いしたいなというふうに思うところです。子どもたちの学びの質をどう高めていくかというのが大切だと思います。今回のALT配置が、単なる人員配置にとどまらず、取手市の英語教育の質の向上につながる取組になることを期待して、こちらの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

2つ目の質疑に行きます。小学校建築事業に要する経費について、お伺いします。体育館長寿命化改良工事の内容と必要性、取手東小学校についてですけれども、今の体育館の老朽化の現状はどのようなものなんでしょうか、お願いいたします。

○鈴木委員長 文随補佐。

○文随教育総務課長補佐 教育総務課の文随と言います。よろしく申し上げます。岡口委員の御質疑に答弁いたします。体育館長寿命化改良工事の主な内容につきましては、屋根・外壁・外部建具・スロープ設置などの外部改修や、天井・壁・床・内部建具・バスケットゴール交換・バリアフリートイレ設置などの内部改修を行うとともに、電気設備・給排水設備・消防設備などの設備改修を行い、建物全体の改修を予定しております。

続きまして、工事の必要性についてということですが、取手東小学校の体育館は昭和52年3月に竣工しまして、建築後49年が経過しているとともに、これまで大規模な改修を行っておらず、老朽化が進行している状況にあります。今回の長寿命化改良工事により、老朽化対策及び利便性の確保を行い、児童はじめ全ての利用者にとって、安全安心で快適な教育環境の整備を図ってまいりたいと考えております。以上になります。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。理解いたしました。

続きまして、工事期間中の教育活動への影響と安全確保についてなんですけれども、体育館とか改修工事を実施する場合、工事期間中の授業や学校行事への影響など考えられますが、児童の安全確保、教育活動への支障を最小限にするために、どのような配慮を予定されているでしょうか。

○鈴木委員長 澤部課長。

○澤部教育総務課長 教育総務課の澤部でございます。ただいまの御質疑にご答弁申し上げます。委員のほうから御指摘ございましたが、工事期間中ですが、長期にわたり体育館の利用できなくなることが見込まれております。体育館を利用したの例えば行事、あるいは体育の授業、いろいろと体育館で行うものがございますが、工事の施工期間を見定めながら、施工期間を避けることができるものは避けて実施いただく。あるいは体育の授業でも、単元の組替えなど、年間を通じて体育館で行うもの、外で行うものといったようなものの調整を図っていただきながら実施していただくなど、学校側との協議を進めてまいります。また、夏季休業・冬季休業などのまとまった学校休業日を効率的に活用して改修等を進め、児童の教育活動への影響を最小限にするという工夫も引き続き図ってまいりたいと思います。学校教育施設の工事ということで、学校を閉じることなく一つの学校施設の中で、授業をはじめとした学校活動が行われるのと並行して工事が実施されていくという特性を踏まえた安全確保、こちらは何よりも求められます。工事箇所への仮囲いや防護シート等の設置を通じた安全確保ですとか、あるいは誘導員の適宜配置、あるいは工事車両の進入については児童の通学時間帯等を避けるなど、十分な安全確保を行い工事を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。この事業というのは、子どもたちが安全で快適に学ぶ環境を整えるための重要な取組であると考えております。今後も計画的な施設整備を進めながら、安心して学べる教育環境の充実に努めていただくことを期待いたしまして、こちらの質疑を終わらせていただきます。

3つ目に行きます。学校給食費、給食運営に要する経費についてです。子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、食育の観点からも大変重要な学校給食になっております。本市において小学校給食費の無償化が実施され、子育て世帯への支援として大きな意義のある施策であると評価しております。そのような中で、給食を喫食しない児童への対応として、給食費相当額を保護者へ補助する仕組みが設けられております。喫食しない児童を対象とした補助制度ということですが、この考え方や制度の概要について、お伺いいたします。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 保健給食課の松崎です。岡口委員の御質疑にお答えいたします。食物アレルギーや宗教的な理由で、弁当を持参して給食の提供を受けない場合であったり、不登校で給食の提供を受けられない場合がございます。また、アレルギー等により、牛乳を飲めない児童もおりまして、これまで牛乳等の提供を受けてない場合、給食費の減免をしておりましたので、同様な方々を対象としております。この補助の制度設計としましては、

まず今回、給食費相当額補助金ということで設けさせていただいたわけですが、実際に今回無償化によって、給食の提供を受ける児童に関しましては、無償で給食が食べられるということがございます。一方、先ほど申し上げた理由によって、給食の提供を受けられない児童との公平性の観点から、そういった対象となる方に補助をするという形を設けたところでございます。実質的には、国の基準額である5,200円分を、月——1か月ですね。喫食できない児童に関しましては5,200円という基準額、また牛乳のみ喫食できない児童に関しましては1,200円、国のほうの牛乳のみの給食提供という学校に関しては1,200円の基準額というのは設けられているようでしたので、それを参考に1,200円の補助をする、そういった制度設計をしたところでございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 何人ぐらい補助に当たるんでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 予算での話になりますけれども、過去の給食の欠食者から想定しているところでございますけれども、今回の自校式に関しては、全部喫食しない児童が20名程度、また牛乳を喫食しない児童が70名程度を想定しております。あわせて、センターのほうの項目でも同様に補助金を設けておりますので、センターのほうで15人程度、牛乳を喫食しない児童が20人程度。自校式・センターで、給食を全部喫食しない児童としまして、合計で35人程度、牛乳等を喫食しない児童が、自校式・センターを合わせて90人程度、予算としては見込んでいるところでございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 人数は分かりました。この補助するというのは、どのような形で補助——お金をやるんでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。まず申請をしていただきまして、その申請に基づきまして、こちらのほうで許可を出すような予定しております。実際に学校側から、給食の提供を受けてないということの実績のほうの確認をさせていただきます。確認が取れた時点で交付という流れで想定しております。今現状としましては、年2回程度の支給ということで考えているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 支給というふうなことで、それは銀行とかいろいろ振り込み手数料とかかかると思うんですけども、その費用というのはどの辺りからかかる——あてがうんでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。補助金額につきましては、口座への振り込みを予定しております。振り込みの手数料につきましては、あくまでも市側の負担ということで、基準補助額が減じるということではなく給付する、そういった予定でございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 分かりました。市側の負担ということで、補助を受ける側としては、全額補

助が受けられるというふうなことを理解いたしました。今後も給食費無償化の趣旨を踏まえつつ、喫食しない児童への対応についても、公平性と分かりやすさを意識した制度運用をお願い申し上げ、こちらの質疑を終わらせていただきます。

最後の質疑に行きます。埋蔵文化財センターの……

[蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす]

○岡口委員 (続) エレベーター改修工事について、お伺いします。老朽化したエレベーターの改修工事として約3,600万円の予算が計上されています。安全面・機能面から見た改修の必要性と、どのような検討を経て今回の改修に至ったのか、お伺いいたします。

○鈴木委員長 吉田副参事。

○吉田埋蔵文化財センター長 生涯学習課、埋蔵文化財センターの吉田です。岡口委員の御質疑に答弁いたします。埋蔵文化財センターのエレベーターは、開館当時の平成11年に設置したのになります。現在26年以上が経過しております。まずは機能面ですが、現在のエレベーターは油圧式エレベーターというタイプで、このタイプのエレベーターは、現在ではメーカーでも製造しておらず、今後修理等のメンテナンス時に部品等の供給が難しくなることが想定されます。

次に、安全面ですが、定期的に保守点検、法定点検を行っており、現在まで大きな故障はなく利用できてはおります。しかし、センターのエレベーター設置以降、エレベーターに関する法改正があり、既存のエレベーターには、現在、建築基準法で設置が義務づけられている、戸開走行保護装置の設置がありません。また、同じく設置後に、法改正で求められた耐震対策も満たしておらず、法定点検では、既存不適格の指摘を受けております。これらのことから、現在の油圧式エレベーターをロープ式エレベーターに改修することで、現行の法基準である戸開走行保護装置の設置や耐震対策を満たすことで、来場者の安全確保につながるものであります。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。今、基準を満たしていないというふうなことだったんですけれども、こちらの利用状況——エレベーターの利用状況は、どんな様子なんでしょうか。

○鈴木委員長 吉田副参事。

○吉田埋蔵文化財センター長 お答えします。当センターのエレベーターの利用状況についてですが、多くは来館者によるものが挙げられます。埋蔵文化財センターでは、例年企画展に伴う講演会、歴史愛好家に対する勉強会など、年10回ほど開催し、延べ約400人の方が2階にあります講座室を利用しております。講演会への参加者は高齢者の方が多く、車椅子などを利用される方も参加していただき、多くの方がエレベーターを利用しております。また、2階にある収蔵庫や整理室、それから保管資料など、安全に搬出するためにエレベーターを利用しております。当センターでは、重量のある資料や大型の資料も2階の収蔵庫に保管しております。資料を展示するための移動や、他の博物館への貸出しなど、運搬にもエレベーターを利用しておりますので、これらのことから当センターにエレベーターは不可欠と考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。利用者の安全確保、非常に重要であります。その点を十分に考慮しつつ、施設の実情、利用状況を踏まえ、適切な整備をお願いいたしたいと思えます。

○鈴木委員長 岡口委員、ここでの質疑では、お願いとか要望はできませんので、発言を訂正するようにお願いします。

○岡口委員 発言を訂正いたします。施設の実情、利用状況を踏まえたということで、今後のこちらの整備をよろしく——お願いしますはいけないので、期待したいと思えます。以上です。

〔「締めなくていい」と呼ぶ者あり〕

○岡口委員 そうなんですね。ありがとうございます。分かりました。理解いたしました。以上で質疑を終わります。

○鈴木委員長 次に、落合委員。

○落合委員 よろしく申し上げます。藤代スポーツセンターの管理運営に要する経費についてです。今、施設の休館日についてなんですけど、今、取手市内の主要なスポーツ施設というのは、本当、軒並み月曜日が休館になっております。この現状をどのように捉えているのか、まずちょっとお聞かせいただければと。

○鈴木委員長 野口副参事。

○野口スポーツ振興課副参事 スポーツ振興課の野口です。落合委員の御質疑にお答えいたします。FUYOUアリーナ藤代の休館日については、毎週月曜日、祝日の場合は翌日、年末年始に休館日を設けております。また、休館日でないとできない保守点検、館内清掃等の業務を委託業者で実施し、施設の維持管理に努めております。休館日のお知らせとしまして、市ホームページ、広報とりで、館内掲示を行い周知しております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ちょっと主要な施設で3か所あると思うんですけど、やっぱり日常的に運動習慣をしている高齢者の方ですとか、あとサービス業ですとか、土日は働いて月曜日でも体を動かしたいという方々の、そういう観点からも、この休館日を分散化してもいいのではないかなと思うんですけど、その辺どのようにお考えかお聞かせいただければと思えます。

○鈴木委員長 野口副参事。

○野口スポーツ振興課副参事 スポーツ振興課の野口です。お答えいたします。スポーツ振興の妨げにならないように、土曜日・日曜日に大会等のイベントを実施し、比較的利用者が少ない月曜日に休館日を設け実施しております。また近隣自治体の休館日の状況については、つくば市、我孫子市、柏市を除き、月曜日を休館日としております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 だから、分散してお休みを検討というのはされたことは特にはない感じでしょうか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 特に分散して考えたということはありません。やはり利用者

からすると、毎週月曜日という休館日をしっかり定めたほうが利用しやすいという御意見もございますので、どうしても施設管理する上では、週に1日——藤代スポーツセンターの御質疑をいただいているんですけども、月曜日いろいろな施設点検、浄化槽の点検であるとか、中のワックスがけとか、いろんな施設整備に関し——点検や管理に関して、その休館日を利用して行っておりますので、今のところ分散して利用していただく——休館日を設けるという考え方はございません。以上でございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 サービス業の方たちも市民にはたくさんいらっしゃいますので、そういった観点からも、ちょっと今後検討いただきたいなというふうに思います。それに併せて——休館日に併せて、藤代スポーツセンターの駐車場もちょっと閉鎖されてしまうんですね。藤代スポーツセンターは、本当に小貝川の脇にあって、そこで車を止めて、ウォーキングですとか犬の散歩なんかをしてる利用者もたくさんいるわけですから、せっかくの立派な駐車場があるわけですから、ぜひちょっと開放の御検討をいただけないかと思うんですが、その辺いかがでございましょうか。

○鈴木委員長 野口副参事。

○野口スポーツ振興課副参事 スポーツ振興課の……。

○落合委員 閉鎖されているんですけども、せっかくの駐車場——失礼しました。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 せっかくの立派な広大な駐車場を閉鎖してしまうのは、もったいないと思うので、ぜひちょっと、もっと有効に活用できないか、その辺、開放……

[笑う者あり]

○落合委員 その辺ちょっと、どういった認識か……。

○鈴木委員長 その辺を検討をしていただけないかという質疑です。

野口副参事。

○野口スポーツ振興課副参事 スポーツ振興課の野口です。お答えいたします。FUYO Uアリーナ藤代の休館日の運営方式については、正門及び有料施設の鍵を、防犯上施錠しております。また、開館日の運営方式については、7時半頃に正門及び有料施設の鍵を開けまして、8時半から運営を行い、21時30分までに正門及び有料施設の鍵を休館日と同様に、防犯上施錠しております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 近隣自治体では防犯カメラなどを使って開放しているところもあるので、その辺は検討の余地があるのではないかなというふうに思いますけど。この辺にしておきます。結構です。

次に、運営方式についてなんですけども、藤代スポーツセンターの年間の利用者数ですとか推移なんか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 藤代スポーツセンターの年間利用者数、大体約6万人ぐらいで推移しております。大きな変動とかはなく、大体6万人ぐらいで推移しております。以上

でございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 今、取手市のグリーンスポーツセンターですとかは、指定管理制度を導入して、年間の利用者数が大幅に増加傾向にあるというのがございます。ちょっと今、市が直営して運営してますけれども、その辺どのように認識されているのかお聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。グリーンスポーツセンター大体今年間利用者数、約32万人ぐらいの方に利用させていただいております。どちらも総合スポーツセンターという形なんですけれども、グリーンスポーツセンターは、体育館——大きなアリーナ、第1体育館と、第2体育室及び、大きな50メートルの温水プールや、夏には外に遊水プールを造らせていただいて、あと武道場とかも併用して、そういった方で大会とかそういったものに広く利用させていただいているんですけれども。また、それとは別に、藤代スポーツセンターは外のスポーツ、体育館自体はアリーナ1つしかないんですけれども、あとはレクリエーション室とか備えておりますが、外のスポーツ、ナイター設備を備えた野球場やテニスコート、あと多目的グラウンドではサッカーの競技、大会などを行っておりますけれども、そういった外の競技も含めて設備を備えておりますので、少し利用の形態がちょっと違うかなという形で棲み分けされていると、利用者からはそういった御意見をいただいて、そういう棲み分けで利用させていただいているという形で考えております。以上でございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 でも比べると、5倍の開きもあって、本当に棲み分けということですが、本当に藤代スポーツセンターのほうは自然環境が素晴らしいところに施設があるわけですから、もうちょっと利用者促進を図る事業なんかは今後も検討されないのかお聞かせいただければと思います。自主事業とか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 今、自主事業——藤代スポーツセンターを利用する自主事業としては、ペタンク大会とかそういったものとかで使ったりしております。そのほかは、年間——ソフトボール大会であれば緑地公園を利用させていただいたり、その主要な大会やそういったものに関して、市内の体育施設を利用させていただいて、取手市主催のスポーツ事業に関しては実施させていただいております。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 昨日の御答弁でも、指定管理制度を導入すると、管理経費の削減ですとか住民サービスの向上が図られるということで、取手市も一定の評価をしてるんですけれども。そのことに関しては、どのように——直営で運営している——ずっと運営してますけど、その辺どのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 指定管理者を募集する上では、やはりそれなりの——民間企業

を導入するので、それなりのメリットがないと、やはり指定管理者、手を挙げてくれる業者というのは少ないと思っております。グリーンスポーツセンターは先ほども御説明したとおり、いろいろな施設——設備を備えておりますので、一定の事業収入とか見込めると思うんですけども。藤代スポーツセンターを考えると、年間約6万人ぐらいの利用者で、そこで指定管理者をした場合に、どれぐらいの事業収入とかを見込めるかというところ、なかなか難しいところがあるのかなというところも考えているところでございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。取手市——これも質疑じゃないですけども、質疑、質疑——質疑じゃないですけど。取手市の……。

〔会議室騒然〕

○鈴木委員長 ちょっと落合委員、質疑じゃないのは発言できません。

○落合委員 質疑、質疑です。

〔蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

〔笑う者あり〕

○落合委員 ちょっと改めて取手市の公共サービスというか文化的施設——図書館ですとか福祉施設なんかも、軒並み月曜日が休館日になってますので。これだけ多くの施設あるわけですし、人口動態も変わってるわけですから、やっぱりその辺の市民サービスの向上のために、休館日のやっぱり分散化は、ちょっと検討したほうがいいのではないかなと思って、質疑を終わりにします。

○鈴木委員長 最後に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしく申し上げます。まず、学力向上推進事業に要する経費について、予算説明書120ページです。生成A I 英語学習アプリ導入事業の中の、英語学習アプリケーション使用料1,216万3,000円の内訳をお伺いします。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課の遠藤です。ただいまの御質疑にお答えします。内訳についてですが、管理画面とサポート料金が、1校、年間で11万円、20校分で計220万円を見込んでおります。さらに、児童生徒がA I と対話を行うための生成A I トークン利用権として、令和8年度は、年間1人当たり2,420円分を、児童生徒分3,600人、教員60人分の885万7,000円を見込んでおります。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 では、こちらのアプリケーションを、学校ではどのように活用していくんでしょうか、お願いします。

○鈴木委員長 遠藤補佐。

○遠藤指導課長補佐 指導課、遠藤です。お答えします。1人1台タブレットパソコンによる生成A I アプリの活用で、一対一の対話が可能となり、英語の発話量を圧倒的に増やすことができます。学校では、個々の習熟度に応じた英語での会話が可能となるため、授業はもちろんですが、モジュール学習や短時間の帯活動として活用することができます。また、家庭では場所や時間を選ばないので、予習・復習として活用し、学びを継続させる

ことができます。AIで学習した成果をALTとの対話で実践する相乗効果を生み出すことで、子どもたちの自信を深め、主体的な学習習慣の定着を図ります。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 学校では、授業の中で、しっかりそういった時間を設けられるという理解でよろしいですか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。まず学校の中では、授業の中でもしっかり活用してまいりたいと思います。ただし、そのためには先生方の研修がまず必要です。4月に向けて先生方の異動等ございますので、まず4月になってからになりますが、しっかり研修をした上で行いたいと思います。ただ、やっぱり先生方も初めて使う、そういったアプリケーションですので、少し時間はいただくようなことにはなってくるかなと思います。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 では次に、先ほど、家庭では予習・復習が可能ということだったんですが、そういった子どもの継続的な利用を、どのように学校として促していくのか。お願いします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。このアプリの特徴として、自分で英語を話したことを即時にフィードバック、評価をしてくれます。どこが間違っていて、どこを直せばいいのか、そういったことを即時に伝えてくれるんですね。そうなりますと、子どもたちは、どんどんどんどん、自分で進められることができます。また、その評価を記録し、例えば1週間後とか1か月後、自分の成長も自分自身で確認することができます。そういった、まずアプリの特性で主体的に取り組めるようになるのではというふうに考えております。また、学校では当然、先生方の関わりというのが必要ですので、授業の中でも活用していくことで、ちょっとした時間でも取り組めますので、そういったことを先生方のほうで伝えていく。また、宿題として課題を出すことも可能です。そういったことで、子どもたちがしっかり家庭でも使えるような状況をつくってまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 学校でも家庭でも、子どもが自主的に使いたくなるような制度設計になっているということは理解しました。では、利用状況だったり学習後効果は、どのように検証していくのでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。先ほども申しあげましたとおり、この子どもたちが取り組んだことについては、いわゆるログという形で記録されます。それが、まず教師に関しましては、管理画面で学級の状態、それから個々——一人一人の状態をグラフ表示とか、そういったことも可能でございます。そういった意味から、子どもの得意な部分、苦手な部分、そういったところも把握できます。もちろん教育委員会のほうでも、各学校の状況というのは把握できる状態でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 では次に、利用率だったり、目標設定というのはあるのか、お願いします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。利用率、これも当然に計ることはできます。まずは先生方に理解をしていただくこと、そこから始めて、取り組みやすさとしては、実は家庭で取り組んでいくのも意外と早いのかなというふうに思います。現在、今トライアルということで、市内小学校2校、中学校2校で実際に取り組んでもらっています。そういった結果も踏まえた上で、しっかりとした目標設定をしてまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 意欲のある児童生徒に偏ることなく、先ほども小堤委員の御答弁でありましたが、全ての子どもたちの基礎力向上につながるように、運用をお願いしたいと思います……

[発言する者あり]

[笑う者あり]

○長塚委員 (続) ——期待します。では次に、外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費について、予算説明書120ページです。まず、この中学校の開催日数と参加率から見た授業の教育的効果なんですが、市内の中学校については、1・2年生を対象に年1回の実施と認識しております。参加率について伺います。

○鈴木委員長 富田補佐。

○富田指導課長補佐 指導課、富田です。お答えいたします。現在、中学校の水泳学習は、年に1日実施しております。今年度、市内中学生の参加率は、おおむね70%から80%となっております。不参加の理由としては、体調不良やけが・アレルギー・生理といった身体的要因のほか、中学校特有の悩みとして、体形への不安や露出への抵抗感といった心理的要因も把握しております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 正直、通常の授業という観点から見ると、やや少ない印象なのかなというふうに受けるんですが。年1回のこの実施での授業としての教育効果を、どのように評価しているのか伺います。

○鈴木委員長 富田補佐。

○富田指導課長補佐 お答えいたします。年1回の水泳学習ではございますが、専門家のインストラクターの技術指導が受けられるので、教育効果はあると考えております。しかしながら、他市町村動向を注視しながら、実施回数については検討したいと考えております。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 先ほど他市町村の話もあったんですが、全国では水泳授業の見直しも進んでいて、本市においても年1回実施という現状を踏まえて、プールでの実施に限らない水難防止教育なども含めた、今後の授業の在り方について検討していくお考えがあるのか、お

伺います。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。質疑に答弁させていただきます。先日、茨城県の古河市のほうで、県内で初めて中学校の実技による水泳授業廃止ということが大きく報道されておりました。本市としましても、これは実は前々から考えてはいるところでございます。文部科学省の学習指導要領では、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを取り扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については必ず取り上げることというふうに明記されておまして。この「困難な場合には」というのが非常に曖昧で、すごくここを今検討しているところでございます。いろんな状況を調査しながら、やはり本当に1回で教育効果がということに関しては、今後もしっかり検討してまいりたいと思っているところでございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 もう1点、通告の質疑理由にも記載しているんですが、年1回の実施のために水着を購入するということに懸念する保護者の声もやはり届いております。こういった保護者負担については、どのように認識しているのでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。保護者の負担感ということについては理解しております。例えば、中学校1年生で購入した水着が、来年度また着られなくなって購入しなければならないという状況も聞いてございます。こういったものが、いわゆる隠れ教育費に当たるのではないかなというふうに考えております。そういったところも踏まえながら、今後の実施についても検討はしていきたいと思っているところでございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 より効果的な手法の検討を引き続きよろしくお願いします。以上です。

○鈴木委員長 よろしくは……。

○長塚委員 よろしくは駄目ですね。はい。以上です。

○鈴木委員長 以上で通告された質疑が終わりました。

ここで確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から疑義のある委員はおりますか。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 それでは、ちょっとお伺いいたします。取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費です。加増委員のほうから質疑ございました。その中で、利益分の還元ということがありまして、それが今回はないということなんですが、これ選定に当たりまして、この利益を還元する、還元しないというのは、そんなに大きなポイントなところではないのでしょうか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 選定する上で、いろいろ得点のポイント項目がございまして、利益還元という項目はないんですけど、そこはあくまでも提案内容として含まれて、全体的に点数をつけていただくような形になっておりますので、そこが重点ポイントということでは考えておりません。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 それで、今回の場合は、利用者とか、そういうふうに還元と言ってるんですけども、還元と言われても何が還元なんだか分からないんですけど、例えばどういうことが還元につながると思われてるんでしょうか。

○鈴木委員長 稲葉課長。

○稲村スポーツ振興課長 今回、提案の中で様々な——先ほども例を挙げさせていただいたんですが、新たな提案の事業がなされております。そういったものに費用を充てて、充実した事業を行っていただくような形になると考えております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 前年度の還元は、幾らぐらいあったんですたっけ。

○鈴木委員長 稲村課長。

○染谷委員 今の指定管理者、3期やっていただいて15年になっておりますが、コロナになる前までは還元金ございましたが、コロナ以降は、還元金というのは発生しておりません。以上でございます。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 では、コロナ以前で、どのぐらいだったんでしょうか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 御説明させていただきます。平成25年度から令和元年度まで還元金というのがございました。実際に平成25年度が、還元金といたしまして50万6,006円、平成26年度が246万3,283円、平成27年度が570万2,999円、平成28年度が805万8,632円、平成29年度が446万5,577円、平成30年度が289万8,052円、平成元年度【「平成元年度」を「令和元年度」に発言訂正】が47万5,105円。以上が、還元金として……

○鈴木委員長 平成……。

○稲村スポーツ振興課長 (続) 失礼いたしました。令和元年度でございます。

○鈴木委員長 訂正を認めます。

染谷委員。

○染谷委員 そうしますと、ばらつきはありますけども、運営が元に戻れば、このぐらいの利益が出るというような感じでよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 利用者が増えて、自主事業の内容も変わってきておりますので、何とも言えないんですけども、事業収入としては段々増えてくると考えております。以上でございます。

○鈴木委員長 染谷委員、よろしいですか。

ほかにありますか。

岡口委員。

○岡口委員 すみません、ありがとうございます。海東委員の質疑にあったスクールロイヤーについてなんですけれども、私、質疑・答弁を聞いていて感じたんですけど、これ先

生方に対するスクールロイヤーの相談なのかなと。それで、その位置づけとして、子ども自身とか、どうなのかなというのを伺いたしたいと思います。例えば、もっと身近に——子どもがスクールロイヤーを身近に感じるとか、その辺はどのように捉えていらっしゃるでしょうか。

○鈴木委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。岡口委員の質疑にお答えいたします。スクールロイヤーの委託契約の中に、学校においていじめ予防教育を行うというものがあります。必要に応じて学校と調整して、スクールロイヤーが授業を行う場合もありますし、県の事業を利用して、県のスクールロイヤーのいじめ予防事業というものも併せて実施しておりますので、そういった形で子どもたちと直接触れ合う機会というものも設けております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。いじめ防止というふうなことで、スクールロイヤーの先生が教室のほうに入っただけということ理解いたしました。そのほかとかは、厳しいでしょうか。例えば職場体験だとか、あとキャリア教育関係とか、学校の中でというふうなのは、そこはスクールロイヤーさんは、また別なんですかね。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。ただいま岡口委員のほうから職場体験というお話がありましたので、答弁させていただきます。市内にも幾つか法律事務所等がございます。そういったことで、子どもたちから希望があれば、そういったアプローチというのは考えられるかなというふうに思っております。ただし、本市のスクールロイヤーにおきましては、都内の事務所だったりというようなこともございますので、その方というふうなことで言うと、なかなか難しい状況であるのかなというふうに思います。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 理解いたしました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。——はい。

入江委員。

○入江委員 私、長塚委員の水泳学習推進事業のところなんですけど、1年に1度の実施で、やはり水着を購入しなきゃならない。保護者のほうから、これに対しての声というのは、教育委員会とか学校現場のほうにあったのでしょうか、何か。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。答弁させていただきます。学校のほうに、実際にそういった声は多少寄せられているというのは聞いている現状でございます。以上です。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 そのときに、どのような返答をしているのか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。そういった場合に、「こうやって答えてください」というようなことは、実際には——すみません。委員会のほうではお願いをして

いないので、なかなかはっきり把握はしておりません。ただし、学校の中では、やはり市の事業としてやっているものですから、何とか御理解くださいというようなことでの話はしてるんじゃないかなというふうに思われます。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 生徒のほうはいかがでしょうか。生徒の声というのは。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 お答えさせていただきます。大変楽しみにしている生徒も多数ございます。やはり水泳学習は、プロのコーチに教わるということで、そういった経験がないお子さんであったり、または小さい頃やってたんだけども中学校になってやってないというようなことがあって教わる。それから、自分の実力に合わせて、コースをしっかり分けて行っておりますので、そういった意味では楽しみにしているお子さんもいます。ただし、先ほど申し上げましたとおり、参加率が70%から80%ということでありまして、3分の1ぐらい何らかの理由で欠席しているという現状も踏まえまして、これについては、しっかり検討していかなきゃならないというふうに考えております。

○鈴木委員長 入江委員、よろしいですか。

○入江委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで議案第17号のうち教育費について、質疑を打ち切ります。

執行部入れ替えのため、11時40分まで休憩です。

午前 時 分休憩

午前 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

次に、土木費を議題といたします。

執行部の皆様におかれましては、発言する際に、部署名と名前を一度述べてから発言願います。また、簡明な答弁をお願いいたします。

質疑通告順に質疑を行います。10名の委員から通告がありました。

まず最初に、入江委員。

○入江委員 入江です。よろしくお願いたします。道路維持補修に要する経費について伺います。道路は市民生活を支える最も基本的なインフラですが、本市の道路網も今後、急速な老朽化が進行します。これに対し、従来の「穴が開いたら埋める」といった事後修繕の繰り返しでは、将来的な更新費用の増大を招き、財政を圧迫するのは目に見えています。道路インフラの維持管理に関し、前回の総括質疑において、事後修繕から予防保全へシフトし、インフラの長寿命化と財政負担の軽減を図るとの、極めて前向き、かつ建設的な答弁をされました。しかし、示された令和8年度予算案を見ると、この道路維持補修費は前年度から減額されています。この前向きな答弁と、後ろ向きな予算編成の整合性について、伺います。

○鈴木委員長 渡来部長。

○渡来建設部長 建設部、渡来です。ただいまの入江委員の御質疑にお答えさせていただきたいと思っております。総括質疑からの今回の予算の在り方という御質疑のため、私から答弁させていただきます。令和8年度の道路維持補修に要する経費につきましては、まず、道路長寿命化対策の工事関連費用として、8,464万8,000円を計上しております。内訳といたしましては、道路長寿命化対策工事費として、7路線分、6,139万1,000円と、さらに予算書205ページに記載してございますように、令和8年度に更新時期を迎える舗装修繕計画策定の委託料、2,325万7,000円を計上しております。こうした予防保全につながる道路長寿命化対策の費用といたしましては、令和7年度の当初予算と比較して、約2,400万円を増額しております。現在、道路長寿命化対策工事につきましては、公共施設等適正管理推進事業債を活用しておりますが、舗装修繕計画の作成によりまして、将来的に国庫補助金の活用などを見据え、市の財政負担の軽減にもつなげていきたいと考えております。また、その一方で、道路維持補修に要する経費全体といたしましては、令和7年度と比較しますと、2,144万9,000円の減額となっておりますが、こちらは橋梁及び横断歩道橋の長寿命化修繕計画に沿いました、工事請負費及び委託費の計画的な予算配分に基づくものとなっております。できる限り、予防保全に軸足を置きながら、インフラの長寿命化と市の財政負担を少しでも軽減できるように、現状を踏まえ、将来を見据えた予算計上を、今後行ってまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 ありがとうございます。ただいま、今回の予算減額は、必要な補修を切り捨てたものではなく、予防保全の考え方を根底に置いた上での、効率的な予算編成であるとの、前向きな答弁を頂きました。インフラ投資は、大井川知事も今後ますます注力される分野とのことで、県との連携による財源確保にも御努力をいただきながら進めていただくことを期待して、私の質疑を終わります。

○鈴木委員長 次に、小堤委員。

○小堤委員 小堤です。どうぞよろしくお願ひいたします。私からは、公園維持管理に要する経費ということで、説明書107ページ、こちらは2億3,906万7,000円計上されていますが、その中で、まず公園についてなんですが、市内に公園というのは、いろいろ大きい公園——戸頭公園だの、私のほうでは宮ノ前触れ合い公園とか、大きい公園もあれば児童公園もあるし、いろいろな公園があると思うんですが。市内の公園数と、その除草——草刈り、酷暑で草が伸びるのは大変なんですけど、その状況を教えてください。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課の蛭原です。お答えいたします。現在、市内には、大小様々な公園が222か所ございます。公園の除草は、年間3回を基本として実施しております。時期的には大まかに、1回目が5月前後、2回目が8月前後、最後は冬前の10月から11月頃となります。この3回の中に草が繁茂してしまった公園につきましては、臨時的に遊具や通路周辺の除草を、水とみどりの課の現業職員により対応しているところです。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。やはり草の伸びる速度というのは早いですから、本当に皆さんの御努力というのは分かるんですけども、やはり公園である限りはきれいにして、公園が使えないといけないなというふうに思うんですね。

それで次の質疑ですけれども、この公園——ゆめみ野公園ありますけれども、ここの公園遊具設置ということで1,730万円計上されておりますが、これはどういった遊具が設置されるのでしょうか、お願いします。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。お答えいたします。ゆめみ野地区より、もっと遊具があればよいというようなお声をお聞きしましたので、遊具を増設するものです。現在、西側の広場に複合遊具やクライム遊具が設置してありますので、既存の遊具とは違う形のものです、ある程度大きなものを想定しておりますが、ゆめみ野地区の御意見も取り入れ、検討して進めてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。複合遊具というのは、2つ以上の遊具が一緒になってるやつなのかなというふうに思うんですが、それはゆめみ野公園のどの辺に設置予定でしょうか。

○鈴木委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 水とみどりの課、仁杉です。お答えします。今のところ、西側の広場のほうに置こうと思っております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 大体分かりました。

では、次です。都市公園施設長寿命化対策工事というのが、2,003万8,000円計上されておりますけれども、8つの公園というふうには書いてありますが、これ8つ、どこの公園なのか、具体的な名称とその工事の内容について、教えてください。

○鈴木委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。8年度につきましては、ゆめみ野公園の複合遊具のほか、小規模な遊具の更新をする予定になっております。戸頭公園やしらはた公園、神明公園や利根川自然公園、宮ノ前公園やもくせい公園、高井城址公園などを目指しております。以上になります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 内容は、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。今のところ、ゆめみ野公園の複合遊具の更新や、それ以外の小さな遊具などの更新を考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 遊具も、いろいろ——文科省とかそういうところと、いろいろ規制が入って——事故があるといろいろ変わってきますけれども。それぞれ変えていかなくちゃいけな

い遊具も出てくると思うんですけど。分かりました。以上で、私の質疑を終わります。

○鈴木委員長 次に、染谷委員。

○染谷委員 それでは、よろしく願いいたします。私のほうから、まず、道路改良に要する経費ということで、その中で井野団地の外周道路だけについて、お伺いいたします。まず、改良内容について、お伺いいたします。

○鈴木委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 道路建設課、星加です。染谷委員の御質疑に答弁させていただきます。井野団地外周道路の道路改良工事の工事内容になっておりますが、染谷委員ご質疑の箇所につきましては、井野団地外周道路の工事にて発注したものでして、舗装構成は表層5cm、上層路盤15cm、下層路盤15cmで施工しております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 私も工事やってる時、あそこよく歩いて通ってたもんで、きちんとやってるなというのは非常によく分かってるんですが、ちょうど第2団地ですね、第2団地の前のずっと直線がありまして、1つ橋梁があって、それを通り過ぎたあたりに、もう、段差が非常にできております。それは、どのようなことでできてるのか、お伺いいたします。

○鈴木委員長 柳補佐。

○柳道路建設課長補佐 道路建設課、柳と申します。染谷委員の御質疑にお答えさせていただきます。段差の生じている継ぎ目に関しましては、交通規制の範囲、それであったり、施工中の交通開放などの理由から、やむを得ず発生してしまうものとなっております。段差の生じた原因につきましては、道路縦断方向と直角に継ぎ目が生じたことで、同時に車両の両輪が継ぎ目に乗ることで、舗装に対して想定より大きな負荷がかかったことが原因でないかと考えております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 あその道路なんですけど、ほぼ大型車が通るような場所ではなくて、大型車というと、バスぐらいしか通らないというところなんです。今まで、やっと道路改良していただいて、揺れがなくなったと喜んでいた方が、またちょっと揺れるようになったよということを言われるようになりました。今後、段差ができないように、どのようにしていけばいいか、その辺をお伺いいたします。

○鈴木委員長 由良補佐。

○由良管理課長補佐 管理課の由良です。染谷委員の御質疑にお答えさせていただきます。既に工事完了されておりますので、管理課としまして、管理している通りでありますので、今後の対策については、管理課のほうでお答えさせていただきます。今後段差の対策についてなんですけども、一般的には道路の継ぎ目の補修については、損傷部周辺に舗装切断のカッターを入れて、舗装を部分的に取壊して、再度アスファルトの加熱鋼材を敷設する作業となります。当該箇所の原因については、先ほど道路建設課のほうで答弁させていただいたとおり、具体的には、車両の両輪が同時に継ぎ目に乗り、集中的に荷重がかかる。そういったことが損傷の可能性が考えられることから、両輪が同時に継ぎ目に乗らないように、舗装に、縦断方向に対して斜めに舗装を切断しまして、継ぎ目に対して車輪が片側

ずつ同時に荷重がならない対策を実施していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ありがとうございます。なるべく、何かありましたら早めの補修をしていただけると住民の皆さん助かるのかなというふうに思っております。

それでは、次に移ります。桑原地区整備推進に要する経費でございます。平成25年から令和8年まで資料請求によりますと、約4億9,000万ぐらいの予算がかかっているというか、これを含めてかかるようになります。それでよくネット等で見ますと、以前は、東京ディズニーランドやバチカン市国よりも大きなイオンができる、すごい楽しみだっているのがいっぱい載ってたんですけど、最近見ると、逆にネガティブな情報ばかりで、暗礁に乗り上げたとかできないとかそういう情報が非常に多くなって、私ども——私だけじゃなく、全議員が聞かれて困っていると。どう説明していいかわからないという部分で、建設委員会等でもお聞きしたんですけども、かなり厳しい状況なのかな、どういうふうになっていくのか、今後の進捗について、お伺いいたします。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。桑原地区の進捗状況につきまして、染谷委員の御質疑に答弁いたします。進捗状況につきましては、先般、議会のほうでも御説明しましたとおり、業務代行予定者の公募準備に向けた進捗状況として、企業側の強い意向と、準備組合の意思決定に基づきまして、公募開始時期については調整を図ってるところでございます。そして、令和8年度を取組でございますが、まずは、準備組合が行っている業務代行予定者の公募について、速やかに選定に至るように、事務局として支援してまいりたいと考えております。業務代行予定者の選定後においては、準備組合、業務代行予定者、取手市の3者において、土地利用の具体化について細目協議を行いまして、事業化の準備を進めてまいります。具体的には業務代行予定者からの提案内容に対する地権者合意形成のための会議開催の準備・運営や運営の支援、また、本組合設立認可申請に向けた関係機関協議などを行いまして、準備組合のほうを支援してまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 市民の皆様にとっては、いつ着工するの、いつ完成するのというのが、あれなんですよね、問題であって、それを聞いても、今のところ、いつ頃から着工できますとかいう返事が全くないんですが、見込みもないんでしょうか。

○鈴木委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 都市計画課の中野です。お答えいたします。今後の具体的な事業スケジュールにつきましては、事業の実務を担うこととなる業務代行予定者との協議によって整理していくものですから、今のところ、具体的な時期については申し上げることができませんので、御了承いただきたいと思います。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 それが発表できるのは、いつになるのか、お伺いします。

○鈴木委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 お答えいたします。まずは、先ほども申し上げているとおり、準備組合が行っている業務代行予定者の公募を、なるべく早く行いまして、業務代行予定者を選定し、準備組合、業務代行予定者、取手市の3者で、共同して細目協議を進めてまいりたいと思います。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 ですので、本当は今年度中と言っていたのが延びました。延びるのはいつなんでしょうかとお聞きしてるんですけども、そこは分からないということですね。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えいたします。現在も業務代行予定者の候補者とヒアリングのほうを密に実施してるところでございますが、相手のある話でございますので、今現段階では、この時期というのは具体的には、今の時点ではお示しはできないんですが、準備組合、取手市も双方ともに、この内容が遅れることについては、望ましいものとは思っておりませんので、できるだけ早期の公募に至りますように、取組を進めるとともに、公募の準備組合のほうで、公募の実施の時期が決まりましたら、速やかに議会のほうにも御報告をさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 遅れることは誰にとっても得じゃないと思いますので、いつだってこと、ぜひとも、言っただけの時期が、早く来るといいなとは思っております。

次に、都市交通政策の推進に要する経費です。コミュニティバスの路線変更時期についてお聞きしたいんですが。今までは、桑原地区の開発に合わせて路線を変更していくというような答弁があったと思うんですが、桑原地区がいつになるか全く今分からない状況ですので、路線変更——大幅な路線変更というのは、いつ頃行う予定なんでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。染谷委員の御質疑に答弁いたします。コミュニティバスの見直し・路線の変更につきましては、今年度策定いたします取手市地域公共交通計画におきましても、重点事業として設定しているところでございます。現在、バス事業者とは協議を重ねておりまして、見直しに向けた検討を進めてるところです。実際のルート編成につきましては——再編につきましては、令和9年度の中頃を目標としております。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 9年度中頃に、新しい路線でスタートするということですか。そうなりますと、バスの台数等は今のままということでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えいたします。今回の見直しに当たりましては、基本的な考え方としましては、鉄道や一部の病院など、複数の交通サービスが乗り入れる施設を交通結節点として設定いたしまして、そこへの接続性の確保を図っていく考えでございます。これによって、ほかの交通サービスの乗り継ぎがしやすくなるようなルートやダイヤを設定しまして、路線バスや鉄道の運行状況を踏まえた設定をして、ダイヤ改正を行っていく

ものでございます。こういった、ダイヤの合理化・ルートの合理化などに向けまして、コミュニティバスの本数についても、しっかりと再度検討いたしまして、整理していく予定でございます。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 しっかり地域を分けて、コミュニティバスでいくのか、デマンドでいくのかとか、そういうことも、しっかり検討していただきたいなというふうに思っております。また、路線バスへの支援ということで、今のところ非常に利益が悪いところは、取手市として補助を出しております。今後の方針は、どうなんでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。市内を運行する路線バスにつきましては、バス事業者と密に連携・協議をさせていただきまして、コミュニティバスの見直しなども含めて、将来的に民間の路線バスが存続できるような形での路線の改正、ダイヤ・ルートの再編を考えております。あわせて、路線状況の収支計画的、収支上、なかなか思わしくないような部分につきましては、県と国と協調して補助金を出すなど、そういった経営支援なども行っていきます。これらいろんな支援策を合わせまして、総合的に、将来に向けても路線バスが維持されるような形での支援を行っていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 染谷委員。

○染谷委員 以前何度か、龍ヶ崎行きのバス乗りました。取手駅2時発ってやつだったんですけど、そうしますと光風台過ぎましたら、ちょっと何人かで乗ったんですけど、私たち以外の乗り降りが一切なく龍ヶ崎駅に着いたということがありまして、本当に厳しいんだなということを感じております。この路線が廃止されないように努力していただきたいなというふうに思っております。以上で終わります。

○鈴木委員長 土木費質疑の途中ですが、13時まで休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

次に、加増委員。

○加増委員 私のほうから3点ほど伺います。まず1つは、説明書では97ページから入ってきますが、道路改良に要する経費で。まず、小文間の市道5148号線の内容なんですけれども、これまでの経過と全容について、具体的にお示しいただければと思います。

○鈴木委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 道路建設課、星加です。加増委員の御質疑に答弁させていただきます。小文間市道5148号線につきましては、令和3年9月に道路拡幅の要望が提出されております。令和5年度に事業化となりまして、延長211メートル、幅員6.2メートルの道路として事業に着手、令和5年度には路線測量、令和6年度は道路詳細設計、令和7年度は用地測量、土地評価、不動産鑑定、補償算定等を実施しております。今後のスケジュールとしましては、令和8年度に用地買収、支障となる電柱の移設、併せて埋蔵文化財セ

ンターにて買収予定地の埋蔵文化財意向調査を予定しております。工事につきましては令和9年度に実施し、事業完了予定となっております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 令和3年から要望が出されたということなんですけど、ここの道路、本当に狭いところかなと思うんですが、道路改良に要する経費のところの目的が、生活に密着した道路を拡幅する、それから緊急車両が入れるようにする、というようなことなんですけど、今もまだそのような状況なんですけど、どんな問題というか要望の中にはあったんでしょうか。

○鈴木委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 道路建設課、星加です。要望の中の問題というのはいないんですけども、やはり拡幅要望になりますので、地権者の方々から、土地もしくは補償物件を——支障となる物件を買収——補償させていただくというところで、今年度はそちらの補償の調査ですとか、買収するに当たっても土地の単価を出す必要がございます。それ以降に用地交渉という形になってきますので、用地買収がある路線は、ほかの路線よりも時間がかかってしまうというのが現状です以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。それで2つ目なんですけど、井野団地外周道路について、2016号線——違う、井野団地外周道路なんですけれども、今、本当に進んでます。これはずっと前からの要望で、7か年計画で進めているという過程なんですけれども。市民の皆さんのいろんな声があるんですが、そういう対応については、どのようなものが今されているでしょうか。

○鈴木委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 道路建設課、星加です。加増委員の御質疑に答弁させていただきます。今年度につきましては、井野団地内の循環バスの路線変更につきまして、幅員が非常に狭いことから、片側交互通行での施工が不可能というところで、バス運行会社と度重なる協議を行いまして、令和7年9月16日から令和8年2月14日までの、平日と土曜日の運行ルートバス運行会社にて変更いたしました。私たちとしては——市民の方への周知につきましては、バス運行会社にて、バス車内及び該当路線のバス停へ、運行ルート変更のお知らせを掲示し対応していただいております。また、私たちの工事の夜間工事につきましては、市ホームページへの掲載また施工業者からの工事回覧によりまして、地域住民の方へ周知をしているところです。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 井野団地はできて50年、60年たつんでしょうかね。その道路ですから相当狭いのは承知しております。それで、やっと工事に入ったら、この夜間工事だほら、路線変更だということではいろんな様々な声が寄せられて、そのたびに、私はこういう状況だから、道路ができるまで我慢してくださいというような話はしてるんですね。そして、中でも多く言われたのが公民館に行かれなくなった、そういう話が出て、公民館に行かれないことが問題なのか道路が通れないから問題なのかというそういう話もよくしたんですけれ

ども、やはりもう少し7か年の今、ちょうど6年目なのかな。そういうところかなと思うんですけど、もう少しなんで、担当課も大変な努力されてるのはよく分かります。ですから、地域の皆さんと一緒に、ここまで進んだ道路工事を本当に遂行できるように、お互いに力合わせていきたいと思っております。それで、あと、7か年ということはあと1年か2年——どのぐらい、終了はいつですか。

○鈴木委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 道路建設課、星加です。お答えいたします。井野団地外周道路の工事は、平成30年から事業化をしております、井野下踏切先の交差点、そちらを追加で含めまして事業を実施しております、全体の工事の完成は、令和10年度を予定しております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 今課長のほうから説明ありました井野下踏切は、この井野団地の外周道路が終わった後すぐ、公民館のちょっと手前まで終わるんだと思うんですが、すぐ整備に入るという認識でよろしいですか。

○鈴木委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 お答えいたします。加増議員おっしゃるとおり継続して工事を進めていきたいと思っております。そのために令和8年度に道路詳細設計を実施しまして、10年度の工事着手を目指しております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 分かりました。本当に地域のために努力されている担当課の皆さん、本当にお疲れさまです。

次に、桑原地区整備推進に要する経費について、予算説明書は100ページですね。桑原については、建設委員会の中でも、議会の中でもまた今日も出ましたけれども、なかなか進まない。そういう状況が明らかになっているんですが、この市から出された令和8年度予算の重点事業の中の桑原開発なんですが、令和8年には、業務代行予定者を選定する。そして、業務代行予定者公募というのがその前にあるんですが、その公募のところで詰まっているのかなと思うんですけれども、なぜここまで、遅れ遅れになっているのか、具体的にお示しいただけますか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。加増委員の御質疑に答弁いたします。業務代行予定者の公募準備に向けた進捗状況については、これまで議会答弁でお話ししましたとおり、企業側の強い意向と準備組合の意思決定に基づきまして、公募の開始時期について、調整を行っているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 ここまで遅れて、地域の方とか皆さんからは、いつできるのというのは、みんな寄せられるんです。桑原開発への期待が大きくて、井野とか青柳地区に宅地が造成されました。そういう方からは、本当に、期待どおりに進んでいないと、先行きが見えないんですけど、はっきり知らせてくださいと言われるんですが、そういうところできちんと

市としては公表すべきだと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○鈴木委員長 中野副参事。

○中野都市政策推進室長 都市計画課、中野です。お答えいたします。進捗状況の情報発信につきましては、地権者の皆様へとしては、まちづくりニュースのほか、地区担当の理事の皆様を通して周知しているところがございます。また、市民の皆様向けとしましては、市政情報誌やホームページ、議会の皆様——議員の皆様への情報提供のほか、このたびの事業推進体制の変更といったトピックが生じた際には、記者会見などでも、情報発信に努めているところです。一方で、土地区画整理事業という事業手法の特徴として、地権者の皆様の財産に関わる情報を多分に含んでおり、厳密な情報管理が必要であるものと認識しております。委員おっしゃるとおり、市民の皆様の大きな期待を寄せられている事業でございますので、情報発信も含め、事業化に向けて、しっかりと準備組合を支援してまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 青柳、井野地区の……

〔蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

○加増委員 (続) 皆さんから聞かれるのは、ここにイオンが来るから、うちを造ったのよというのは、大半なんですね、イオンが来るのかな、来ないのかな、やめたのかなという疑問の中で、私はうちを建てたからここから出ていくことはできない、どうしてくれるこの責任と言われたこともあるんですよ。それは責任と言われてもということでやっぱりきちんと、市民が分かる公表をきちんとすべきだと私は思っております。そして、この見通しの立たない桑原地区整備はもう中止ではないのと、いうことも私ずっと言ってきたんですが、これまでね、資料で——ナンバー9の資料なんですが——桑原の紙資料なんですけどこれまで、令和8年までのかかった経費——予定も入って、8年予定なんですけど、4億8,907万円近く入ってるわけですよ。こんだけお金をかけて、取手市が負担しているのになかなか進まないということは、もうこのまま続けられないのではないかしらと、そこら辺で区画整理事業は、やるけれど人、事業者が来ないから、時間がかかっている、そういうことなんではないでしょうか、具体的にお願いします。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えします。今現在は業務代行予定者——候補者の、公募の時期を調整しているところがございますというのが先ほどの御答弁のとおりでございます。また、その理由といたしましては、企業側の強い意向があったということもお伝えしたとおりでございます。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 そうすると、あとどのぐらいかというの見通しが無いという、先ほどの染谷さんの話からも伺えるんですが。やっぱり、土地利用は続けられないんじゃないかなという不安と、やっぱり思い切って今、農業の問題、大きなところがありますので、農業への転換を図るべきではないかと私は思うんですが。その点については、検討され——考えたことはございますか、区画整理事業をやるという下で、どうでしょう。

○鈴木委員長 浅野部長。

○浅野都市整備部長 都市整備部、浅野です。お答えさせていただきます。やはり、桑原地区のまちづくりをしていこうという発端は、この区域の地権者の皆様が農業をなかなか継続していくことができない、後継者がなかなかいないということで、やはりこの桑原地区の市街化に係る請願というものを提出されまして、それを契機としまして進めてきたというものでもございます。今ご説明をさせていただきましたとおり、今この公募に向けて最終的なところを詰めながら、そのタイミングを見計らっているという状況でもございます。やはり各JV企業体のほうも、大きな事業であって、また面積も大きいというところもあって、ある程度リスク的なところも考えながら、参画に向けていろいろ検討をいただいているところでもございますので、その辺を踏まえつつ、見極めつつ、適宜なときに公募を開始したいと。なので、もう少し角度を上げながら、もう少しいろいろなお話をしながら、手を挙げていただけるように努力をしていきながら、タイミングを見て公募に着手していきたいと思っておりますので、農業のほうに舵を切るとか、そういうことは全く、現時点、考えておりません。以上でございます。

○鈴木委員長 加増委員、あと残り1分4秒です。

○加増委員 この先は後で、また伺います。次に……

[蛸原議会事務局次長ベルを2回鳴らす]

○加増委員 (続) 取手緑地運動公園改修事業についてなんですが、今回、委託料が利根川の何でしたっけ——その委託料なんですけれども。この調査の範囲って、どこからどこまでなんですか。

○鈴木委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 水とみどりの課、仁杉です。お答えいたします。今回の取手緑地運動公園の配置見直しの目的は、駅から一番近い場所を多目的広場に配置替えることで、イベント利用の幅を広げるとともに、駅からのアクセス向上、利用者や来場者の利便性の向上につなげるものです。青年野球場3面あるところを多目的広場に置き換えることを計画しておりますので、調査範囲は現在の青年野球場から下流の自由広場まで、約2キロメートル程度を予定しております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 駅に近いところを多目的広場にしていくということで、野球場といろいろ変わるといことなんですけれども。改修工事期間って、いつからいつまでなんですか。

○鈴木委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。順調にいけば、令和9年度に工事発注の詳細設計を予定してまして、令和10年度以降から工事着手と考えております。また、取手緑地運動公園は利根川の河川敷に位置しているため、国土交通省との協議も必要となり、また河川増水等の施工期間の制限が考えられますので、工程を検討しながら、複数年をかけて進めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員。

○加増委員 これは委託するという内容なんですけれども。取手市って、本当に外部委託

が多いんですけれども、職員と市民でつくり上げることが必要ではないかと思うんですけど——みんなの広場ですからね。事業縮減にもなるし、市民ニーズに合ったものが出るんじゃないかと思ひまして、市職員が内容を考えるという、そういうことは考えなかったのでしょうか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課の蛭原です。お答えいたします。水とみどりの課で把握しております、取手緑地運動公園にて開催されてきましたイベントの主催者や利用者から寄せられている問題点などを、今回の配置見直しにつなげてまいりたいと考えておりますが、専門的な技術があり、豊富な知識やノウハウなどの知見を有する専門業者に委託することで、よりよい公園整備につながるものと考えております。以上です。

○鈴木委員長 加増委員、残り3秒です。——よろしいですか。

次に、海東委員。

○海東委員 委員の海東と申します。よろしくお願ひいたします。予算書228ページ、説明書112ページ、定住化促進住宅政策に要する経費につきまして、質疑をさせていただきます。予算説明書また令和8年度当初予算案付属資料の主要事業概要にもございますように、令和8年度に子育て世帯への加算などについて補助制度の改正が見込まれております。まず、改正されます内容につきまして、お尋ねします。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。海東委員の御質疑に答弁いたします。改正部分が多々——多数ございますので、ちょっと長くなってしまいますが申し訳ございません。今回の改正につきましては、加算額要件の変更と補助要件の緩和となります。1つ目が、子どもの年齢要件を15歳以下から18歳以下に引き上げた上で、一律5万円から、子ども1人当たり5万円とし、最大で15万円までの加算としました。2つ目が、申請者や配偶者の親世帯または子世帯が市内に在住している場合——いわゆる近居に対して、5万円を加算する要件を追加しております。3つ目が、住宅取得補助において、居住誘導区域内に居住がある場合は、10万円の加算としておりましたものを、15万円に引き上げております。なお、市内就業世帯の加算については、廃止しております。

次に、主な補助要件の緩和でございますが、1つ目は、住宅取得補助において、一定規模以上の天然芝や樹木の植栽などを義務づける、敷地の緑化基準——要件というのを廃止しております。2つ目は、住宅リノベーション補助において、申請の期限を、中古住宅購入や同居人の増加から1年以内としていたものを、3年以内に延長しております。これは、転入や出産といった新しい環境から、ある程度落ちついた時期にリノベーションを行うといった方に対応するものでございます。これらの改正により、補助額の最大額が、住宅取得補助では50万円から65万円に、住宅リノベーション補助では45万円から55万円に、それぞれ引上げとなります。以上でございます。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。詳細なところ、ありがとうございます。大きく改正されたところ、そのように理解いたしました。様々ご検討されまして拡充に至ったというところで、受け

止めさせていただきました。さらなる利用の向上につながるものと考えます。ただいまの御答弁の中で、15歳以下から18歳以下へ拡充というお話がありましたけれども、説明書のほうにもそのような記載がありましたけれども、こちら18歳以下というところにされた、そのような検討経緯などがあると思うんですけども、15歳以下から18歳以下にされた、この点につきましてはいかがでしょうか、お尋ねします。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えします。こちらにつきましては、こどもまんなか計画の中で子どもが18歳以下としていることから、年齢をまず引き上げて、また多子世帯への対応も含めまして、子育て世代のさらなる利用促進を図るために変更したものでございます。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。では、改正することによりまして、どのような効果が期待できるでしょうか。改正する目的、また、効果につきましてお尋ねします。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えします。本制度を改正した目的としましては、市の方針であります、こどもまんなか社会に向けた取組の一環として、メインターゲットとなる子育て世代にとって、より使いやすい制度となるように、要件や加算額を見直したもので、今回の改正によりまして、子育て世代のさらなる定住促進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。理解できました。では、説明書のほうに、補助の予算額が示されています。このように算出されました根拠などにつきまして、お尋ねいたします。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 補助金の積算についての御質疑かと思えます。お答えいたします。本補助金につきましては、過去の交付実績から、1件当たりの平均交付額として、住宅取得補助の場合は約42万円、そして住宅リノベーション補助の場合は31万円を試算しております。また、想定する利用件数といたしましては、過去の推移より、住宅取得補助では55件、そして住宅リノベーション補助では28件を見込んでます。これらの数値を掛け合わせて積算した結果としまして、3,178万円を予算として計上させていただいております。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。広く多くの方に向けられまして、検討など、進められているのではないかと考えられますけれども、こちらにつきましてはいかがでしょうかお尋ねします。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えいたします。制度の周知については大変重要なことだと考えております。本制度の周知といたしましては、現在、制度案内のパンフレットを作成して

おりまして、茨城県南宅建協会を通じて、協会の登録事業者に周知していただいております。また、ハウスメーカーを通して本制度を知る方が約6割を占めていることから、県南と千葉県北西部の住宅展示を中心にパンフレットの配備を行っております。また住宅取得補助制度につきましては、長期優良住宅であることから、こちらについては、長期優良住宅を取得する際には、建築指導課のほうに申請を行う必要がございますので、申請にいらした建築事業者、もしくは戸建ての御本人ですね、そちらにパンフレットをお配りして、制度の周知を図っているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 海東委員。

○海東委員 分かりました。十分理解することができました。これまでもこの周知につきましては、広くやっていただいているというところでありますけれども、さらに、やっていただけているというところで期待したいと思っております。御答弁いただきましてありがとうございます。本市のさらなる定住化促進に期待できるところと、理解させていただきました。いつも御尽力いただきましてありがとうございます。以上でございます。

○鈴木委員長 次に、本田委員

○本田委員 本田です。よろしくお願ひします。道路維持に要する経費についてで説明書の96ページでございます。えと触れ合い道路市道0106号線についてなんですけども、今年3年目になると思ひます。予算書を見ますと、令和8年度が690メートルで、2億7,500万円という事業費になってます。これ令和6年が——令和6年度が520メートルで2億円、令和7年度が300メートルで2億5,000万円ということで、令和8年度、一番長い区間が工事改修ということになるんですけども、これ、例えば令和7年度300メートルという、予算書にはあるんです。実際は、恐らくもうちょい伸びたかなと。区間がもうちょっと長くなったんじゃないかなと思ってるんですけど、これ、例えば300メートルと690メートルでそんなに事業費は変わらないんですけども、これ工事の内容というのは、ちょっと違うんでしょうかをお聞きします。

○鈴木委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 道路建設課、星加です。本田委員の質疑に答弁させていただきます。本田委員のおっしゃるとおり、令和6年度から令和8年度までの3か年の計画で、令和8年度は最も長い690メートルを実施予定でおります。工事の内容といたしましては、過去の2年の内容と、同様となりますが、夜間施工を中心に既存のアスファルト舗装版を取り除きまして、アスファルトの下ですね、既設の5番に改良材を混合しまして、強度を増やす改良をやった後、アスファルト舗装を新設する工事となっております。金額の違いなんですけれども、令和6年度、令和7年度と、今回の工区が舗装の層が、2層になりますので——3層ですね、そういう関係で、金額が変わってきているというところでございます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 これ令和7年度の工事が、3層ということでよろしいですかね。

○鈴木委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 お答えいたします。令和7年度が3層で、令和8年度が2層でござ

います。申し訳ございません。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 よく分かりました。それでは、令和8年度の工事スケジュール、これをお伺いします。

○鈴木委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 お答えいたします。スケジュールについてですが、令和7年度と同様、7月頃業者を決定いたしまして、事前調査や後片づけを全て含みまして、令和9年3月上旬の完了を目指しております。また夜間施工の時期は、受注者との協議になりますので、現時点ではお答えすることはできませんが、できる限り夜間施工を短くして、地元住民の皆様の一通行する方々に配慮するように、受注者と工夫しながら計画していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 どうもありがとうございます。近隣の住民の方、非常にやっぱり揺れるということがあって、今回工事していただいて、全く揺れなくなったということで、たくさん声を頂いております。できるだけ早期に、これ、690メートルやっていただける——していただければなと思います。それと、戸頭地域——今回この工事を行っている戸頭地域のふれあい道路、これやっぱり相当お金が、今回かかっていると思うんですけども、この工事区間だけでも、1日大体1万5,000台から2万台近く車両が通行するんですね、夜になると、大型車、猛スピードで走っていくということで、相当これ傷みが早いんじゃないかなと思うんですね。そういったことから、やっぱりこれ今、市道になってますけども、県道とかに——県道以上にすべきなんじゃないかなというふうに思うんですけども、こういったところの、県道認定というのかな、そういったことについて、検討されてるのか、もしくはその問題とか課題点とかというのがあれば、ちょっとお伺いします。

○鈴木委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。本田委員の御質疑につきましては、県道認定の要望は管理課のほうで行っておりますので、答弁させていただきます。当該道路は、都市計画道路として昭和62年に開通し、取手・守谷・つくばみらい市の3市を結ぶ広域的な幹線道路として重要な路線であり、交通量は年々増加しております。また、守谷市美園地区から常総市、豊岡町までの都市計画道路、取手豊岡バイパスの整備を現在進めており、将来的に一般国道6号と主要地方道取手豊岡線バイパスと接続されることから、より一層の交通量が見込まれることとなります。なお、守谷流山線を起点として、取手豊岡線バイパスは認可されておりますが、取手市としては、取手豊岡バイパスの起点部分を国道6号からの認定路線となるよう要望しております。さらに現在、第2次緊急輸送道路として、災害時の輸送道路としても、いずれ位置づけられております。要望は、平成13年度から茨城県の市長会を通じて毎年行っており、引き続き今後も要望を続けてまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 平成13年から要望をずっと続けているということなんですけども、いまだ

にこれ、なかなか要望が通らないというのは何か原因というか、問題があるのでしょうか。

○鈴木委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。本田委員の質疑に答弁いたします。なかなか、市道を県道に昇格するというのが難しいところではございますが、私どももこういう内容を含めまして、取手区間は、6.1キロほど——6.4キロほどございます、ふれあい道路の中でですね。そういうところも含めまして、これからも引き続き、要望を進めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 私も実はいろいろ、県道要件とか、どういう問題があるのかなど、ちょっと調べてみたんだけど、やっぱりなかなか、いろんな問題があるのかなとは思ってます。ただ今、平成13年からずっと要望してるということなので、引き続き要望していただければと思います。

続きまして、通学路整備に要する経費についてです。説明書が99ページになります。今回、通学路の安全対策プログラムに基づく危険箇所対策ということで、ホームページ見ますと50か所以上、危険箇所ということが、令和7年のところで上がってるんですけども。この整備というのは、どのように——どういった優先順位というんですかね。これ決められているのかお伺いします。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。本田委員より、通学路交通安全対策プログラムに関する質疑がありましたので、御答弁いたします。通学路の危険箇所対策につきましては、毎年度、小中学校から報告がありました危険箇所について、関係機関と連携して合同点検、対策会議を行っております。今年度は第1回会議を令和7年7月に、第2回会議を令和8年2月に開催いたしました。第1回会議で50件の危険箇所が報告され、うち46件が完了または年度内に完了予定となっております。この会議では対策の優先順位を決めるものではありません。全ての案件について、実施主体を決めて、対策を求めていくものであります。こちらの優先順位につきましては、各実施主体で決定しているものでございます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ホームページ見させていただいて、本当にこの安全対策で大丈夫なのかなというところも幾つかあって。そういったところも含めて、例えばグリーンベルトということもあるんですけども、実際、道幅が広いから拡幅することはできないから、グリーンベルトということなんでしょうけれども。実際、グリーンベルトで本当に安全が図れるのかというのは、甚だ、ちょっと疑問があるなど。むしろ、その運転する側からすると、グリーンベルトがあることによって、逆に走行する道の幅が、すごく狭くなるというイメージも、運転する側からあって。そういったことから、やっぱりグリーンベルト——例えばグリーンベルト以外の安全対策ということも必要ではないかなと思うんですけども。このあたりについては、どのようにお考えでしょうか。

○鈴木委員長 星加課長。

○星加道路建設課長 道路建設課、星加です。本田委員の御質疑に答弁させていただきます。確かにグリーンベルト以外の整備に関して、それ以外、一番はもちろん歩道整備できれば一番いいんですけども、あと、ガードパイプを設置したり、物理的に歩車道を分離する、あとは、今言われてる路側帯のカラー化、グリーンベルト、あと車両のドライバーさんに注意喚起を促す路面標示ですね。そういったものや、夜間や、降雨時に——雨降っている際に、視認性を向上させる光の反射を増大させる区画線。あとは注意喚起の看板ですとか、そういったものによって、歩行者の安全を確保する工法で、その現場に合った形で、いろいろな工法を選びまして、材料等を選びまして、設置をしている状況です。グリーンベルトは、今、ドライバー——運転手さんとして、ちょっと運転しづらいということなんですけれども、そこが目的なんです。歩行者優先だよというところで、ドライバーさんはゆっくり走行してくださいというところで、幅員を狭めるように見させるために、ああいう手法をとっておりますので、ドライバーさん、車の運転のしやすさではなくて、ここは通学路ですよというところで、児童生徒さんを守るための視認性を目的とした整備になっておりますので。以上です。

○鈴木委員長 石橋課長。

○石橋学務課長 学務課の石橋でございます。補足のほうさせていただきます。ただいまの答弁の中ではハード部分の整備ということで説明・答弁がありました。もう一方でソフトの面ということで、交通安全教室であったり、例えば今整備がされているけども、危険な車がやっぱりありますよということで、各学校教育の中で、そういった指導なんかも含めて、ソフトとハード両輪で、対策のほうは行っております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 すごくよく分かりました。視認性の問題と、あとソフト・ハードということで、今後も進めていただきたいなと思います。

続いて、市営住宅管理に要する経費についてでございます。説明書が111ページでございます。令和7年度の市営住宅の入居に対する問合せ数や、あと入居数、それから退去数、この辺お伺いします。

○鈴木委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 管理課、倉持です。本田委員の御質疑に答弁いたします。令和7年度の問合せ件数、入居件数、退去件数についてでございます。問合せ件数から申し上げますと、管理課窓口や電話での入居に関する問合せは、令和8年3月12日現在で、66件の相談がありました。入居件数でございますが、去年の10月に2戸の新規入居募集を行った結果、若い御夫婦の方に1戸入居いただいております。退去件数でございますが、お亡くなりになられたり、施設等への入所により7件の退去となりました。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。はい。1件入居ということで問合せが66件ですか。かなり…

〔蛭原議会事務局次長ベルを1回鳴らす〕

○本田委員 (続) すごく多いなと思うんですけど、この問合せの内容というのは、入居に関するということなんですけども、これ入居を検討されるための問合せでよろしいでし

ようか。

○鈴木委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 管理課、倉持です。66件なんですけども、入居の件数、入居の申込みの問合せの件数、そのほか、ほかの住宅、県営住宅とかURとか、そういったところの件数も合わせた件数になっております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 入居をしたいという問合せで、入居に至らなかったという方もいらっしゃるのかなと思うんですけど、そういった場合の理由とかというのは何かあるんでしょうか。

○鈴木委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 お答えします。そちらについて、去年の10月に入居の申込みを行いましたけども、そのときに、申込みにこられたのは1件だけでした。この入居される方だけでしたので、そのほかについては、空きの状況とかそういう入居に関してということではなくて、取りあえず、空いてるかどうかというところのお問合せが多い状況です。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。あと修繕費は670万円というふうに、出てるんですけど。修繕費ですね。これ内訳、どこの住宅で修繕するのか、その内容、お伺いします。

○鈴木委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 管理課、倉持です。お答えします。そちらの670万円については、市内全体の市営住宅の修繕料になります。玄関ドアの修繕、また壁クロスの張り替えとか、床板の張り替え、水回りの修繕、入居者の方から問合せがあれば、そちらのほうの修繕料を使って、入居者の住宅を直させていただくと、あと入居に向けた修繕も含めた形で使わせていただいております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 特に予定して、この修繕があるよということではなくて、あくまでも住んでる方からこういう要望があった場合に、修繕をしていくという認識でよろしいですか。

○鈴木委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 管理課、倉持です。お答えします。そのとおりです。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 分かりました。今回、委託料で1,820万円、使用料・賃借料で1,443万円、かなりの維持費がかかっております。公営住宅法では、その目的は、生活に困窮する低所得者に対して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を供給することとされております。この公営住宅法では、建てるだけじゃなくて、民間からの借上——いわゆる借上公営住宅なんかも、こういったことも認められています。管理維持費を考えると、今後この公営住宅の在り方をしっかり検討する時期に入ってきてるんじゃないかなと思うんですけども。今後の市営住宅の方針を伺います。

○鈴木委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 管理課、倉持です。本田委員の御質疑に答弁いたします。現在の市

営住宅は、住宅の老朽化は顕著であります。建て替えや長期的な維持管理の検討だけでは、市の住宅需要や財政状況からも課題がございます。民間借上方式などを含めた様々な制度導入につきましても、他自治体の導入事例を参考にしながら、検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 次に、佐野委員。

○佐野委員 佐野です。よろしく申し上げます。都市交通政策推進に要する経費についてです。説明書 101 ページです。地域公共交通計画についてなんですが、この計画の中で、オンデマンド交通の実証実験を令和 8 年度中に実施するとあるんですけども、当初予算に今回計上されてないと思われまして。その理由をお伺いいたします。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 都市計画課の中村です。佐野委員の御質疑に答弁いたします。デマンド型交通ということで、今回、地域公共交通計画の中では、移動不便地域に対する交通サービスの提供という施策を打ち出しております。移動不便地域に対する移動手段の手法の一つとして、デマンド型交通が有効であるという認識をしております。地域公共交通網構築の基本的な考え方をまとめたマスタープランであるこの交通計画におきまして、選択肢の一つとして示したところでございます。一方で、この移動不便地域への交通サービス導入に係る実証実験——運行に関しましては、交通計画の方針に基づいて、どのような交通サービスをどう導入するものかも含めて、アクションプランにおいて具体的な内容を定めていく予定であることを、これまでの一般質問の中でも答弁させていただいてるところでございます。詳細が固まりましたら、速やかに議会のほうにも御報告をさせていただければと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 時期は全く不明——まだ未確定ということでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 実施時期につきましては、公共交通計画の中でもお示ししておりますとおおり、令和 8 年度中に開始できるように取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうすると、補正予算とかで組んで出してくるんですかね。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 お答えいたします。具体的な移動不便地域への交通サービスの内容によっては、予算措置が必要なものがあれば、その都度、予算のほうを計上させていただいて、皆様のほうにも御審議いただければと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 具体的な実証実験のカリキュラムだとか、その内容については、まだ全然決まってないということでしょうか。

○鈴木委員長 中村課長。

○中村都市計画課長 そちらの検討状況でございますが、現在は関係する交通事業者と協

議を重ねながら、制度の詳細について検討を進めている状況でございます。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。こちらは結構、以上です。

次に参ります。排水路の維持管理に要する経費についてです。委託料、工事請負費についてですが、双葉第2ポンプ場基本計画と、改修の内容の詳細についてを、お伺いいたします。

○鈴木委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 排水対策課、飯塚です。ただいまの佐野委員の御質疑に御答弁させていただきます。基本設計の内容ということでございますけれども、こちらにつきましては自家発電機についての基本設計となっております。双葉第2ポンプ場につきましては、完成当初から自家発電機が設置されておりませんでした。停電などのトラブルに対応するため、調査を含めた基本設計の委託業務を進めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 改修のほうはどうなんでしょうか。

○鈴木委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えさせていただきます。こちらの改修という点につきましては、先ほど御説明させていただきました自家発電機とは別なものでございまして、やはり平成2年にポンプ場が完成——第2ポンプ場でございますけれども、完成しておりまして、その後につきましても施設の点検を毎年行ってきておりまして、必要な修繕をその都度行ってきました。今後もポンプ場の安定した運転を行い、なおかつ施設の長寿命化、こういったところを進める上で、老朽化している機器類の改修などを進めていきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 設計に関しては、自家発電というと非常用電源とかになるんですかね。

○鈴木委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えさせていただきます。降雨時に電気が止まってしまったりといった、停電などのトラブルのときに、電源として発電するための機械となります。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ということは、非常用で使えるという認識でよろしいですか。

○鈴木委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 そのとおりでございます。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 改修については、これということじゃなく、都度、修繕を行っていくための、という考え方でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えさせていただきます。主な大きなものとして見込んでいるのは、除じん機が大分、老朽化しておりまして、さびとかも出ておりますし、そういったも

のが大きなもので、あとは、もろもろの細かい機器類とか、そういったものも大分古くなっていったりとか、さびとかも出ておりますので、そういったところを改修していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうしましたら、それによって見込める効果というものについて、お伺いいたします。

○鈴木委員長 飯塚課長。

○飯塚排水対策課長 お答えさせていただきます。設備や機器類を交換それから修繕、こういったことを行うことによって、現在の設備の使用年数を延ばすことを期待したいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 分かりました。こちらは結構です。ありがとうございました。

続きまして、水辺利用推進に要する経費についてです。レンタサイクル事業についてですが、河川や水辺空間を活用した、私はよい取組だと思ってるんですけども。改めて確認——周りの方にいろいろ話聞いてみますと、使ったことあるよという方も意外に多い一方で、全く知らないという方も多く、しかも渡し船にレンタサイクルが乗せられるよとかいう話も、全く分からないという方も一定数おります。そういったお話を聞きますと、周知だとか事業効果だと、どうなっているのかなというふうに思ったんですが。利用状況やその推移、あと市民利用の割合とか利用者の声など、実績と事業効果の評価について、お伺いいたします。

○鈴木委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 水とみどりの課、仁杉です。お答えいたします。まず利用の実績ですが、令和6年度のレンタサイクル利用者は、1,454人になっており、年々増えている状況です。今年度につきましては、11月末時点で、過去最高を記録する1,569人となっております。内訳としましては、市内の方が大体3分の2程度、市外の方が3分の1程度というふうになっております。どのようなPRをしているかということですが、PRにつきましては、広報とりでや市のホームページのほか、小堀の渡しと合わせたチラシを、市内だけでなく、近隣自治体の施設や道の駅しょうなんなどで、配布によりPRを行っているところです。東京銀座にあります茨城県のアンテナショップ——イバラキセンスなどで開催される取手物産展などにおいても、チラシを配布してPRに努めているところです。なお、3月15日の広報とりでで、1面のほうでPRさせていただいております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 今、何かお聞きすると、まだ伸び代がありそうですね。そうしましたら、今度、取手緑地運動公園の配置の見直しが予定されてますが、レンタサイクルはそれで利用の影響などはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。お答えいたします。現在のレンタサイク

ルの利用範囲は、利根川サイクリングコース並びに利根川及び小貝川の周辺区域としております。利根川サイクリングコースとは、取手緑地運動公園や小貝川戸田井橋付近までの、利根川堤防場や河川敷の指定されたコースです。ですので、取手緑地運動公園が改修になれば、こちらのコースも変更になってくると考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 そうしますと、新しいコースだとかマップなんかが今あったと思うんですが、ああいうものも全部修正して変えていくということでしょうか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。そちらにつきましても、緑地運動公園の改修工事に合わせて見直していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 ありがとうございます。以上です。

○鈴木委員長 次に、岡口委員。

○岡口委員 岡口です。よろしく願いいたします。最初に、小堀の渡しについて、お伺いしたいと思います。まず、運行の形態について概要をお願いいたします。

○鈴木委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 水とみどりの課、仁杉です。お答えします。小堀の渡しは、毎週水曜日と年末年始の12月29日から1月3日を除き毎日運行しております。小堀船着場を起点に、取手緑地運動公園前船着場、取手ふれあい栈橋、小堀船着場を約50分かけて回るルートを、1日7便、平日土日祝日変わらず、運行している状況であります。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 こちらの運行日数とか、時間とか、昨年度と変わらないんですけれども、こういったことというのは、検討とか見直しとかというのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。一周約50分のため、小堀の船着場を、1時間ごとに出発しておりますので、ちょっと増便というのはちょっと考えられないと思っております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。では利用状況の内訳と運行効果、運航体制についてお願いいたします。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。お答えいたします。現在では、観光船としても運行している小堀の渡しでございますが、一方では、小堀地区にお住まいの方の足としての渡し船としての役割も担っております。小堀地区は、現在コミュニティバスが運行されていますが、小堀地区の方が自転車や原動機付自転車で利根川を渡りたいといった場合、大利根橋を回るにはかなりの距離を有することから、小堀の渡しを利用されるというように、生活の足としての役割を担っております。これらも含めて、現在、年間を通し

て運行しているところです。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 利用者の推移、あとまた観光目的がどれぐらいの人数なのか、お願いいたします。

○鈴木委員長 仁杉副参事。

○仁杉水とみどりの課副参事 お答えいたします。令和6年度の利用者なんですが、3,460人となっております。詳細につきましては、すみませんが分かり……。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。補足でお答えさせていただきます。3年間の推移をお答えさせていただきます。令和4年度が4,033人、令和5年度が3,436人、令和6年度が3,460人でございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 観光目的はどれぐらいの割合でしょうか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。現在利用者からアンケートをとっておりまして、どこから来たのかという問いでは、市外ではかなり遠方の、全国各地から来ていることが分かっております。また、乗船した感想としましては、大変楽しい時間を過ごすことができた、貴重な小堀の渡しをぜひ残して行ってほしいなどの好意的な意見を多く頂いております。以上です。

○鈴木委員長 今の岡口委員の質疑は、何人——観光でこれ何人かという……。

〔「感想は聞いてない」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御答弁よろしいですか。

蛭原次長、お願いします。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。割合ということですが、乗船名簿はつけておりませんので、詳細な内訳については把握してない状況です。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 すみません。こちらの小堀の渡しの目的というのは観光というか、取手市を広めるっていうふうなことも書かれているわけなんですけれども、そういった観光資源という意味で、やっぱりその目的、観光目的ですよというふうなことも、何だろう、そういう集客を集める必要もあるかと思うんですけれども。その辺、きちんと把握したほうがいいのかなというふうに私自身は思うんですけれども、今後の運行に関して、何かこう工夫とか、今年はこれで人数が増えたとか、何かこう策とかは考えていらっしゃるでしょうか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。乗船者を増やす取組でございますけれども、現在、PRとしまして、広報とりでや市ホームページのほか、チラシなどの配布により、PRを行っているところです。また、小堀の渡しの乗船者を増やす取組としまして、渡しの由来や河岸跡として、にぎわった小堀河岸跡などを紹介する小堀の渡しミニツアーを開催しております。

そしてまた、運行してる船でございますけれども、乗船キャビンがございます。年間を通して快適に乗船できるよう、エアコンも装備しておりますので、こちらにつきましても、PRに努めているところで、こちらは一層PRの強化に努めていきたいと考えております。現在進めておる事業でございますけれども、小堀の渡しの手持ち用の顔出しパネルをつくっておりまして、小堀側の船着場において、皆さんに自由に使っていただいて、こちらがSNS等で拡散されれば、PRにつながるものと考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。顔出しパネルとかというのは以前なかったと思うので、すごくいい取組かなと思います。船内での何か工夫とか、例えばアナウンス——取手市の何かアナウンスとか、何かそういうものとかの販売とか何か、そんなのはどうなんでしょうか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。はい。船内につきましては、アナウンスを現在も行っております。小堀の渡しが大正3年から運行が始まって、今まで続いている渡し船ですとか、そういったものも、現在行ってますので、引き続き行ってまいりたいと思っております。販売につきましては、現在運行につきましては、委託という形をとっておりますので、何か販売できるような工夫ができないかは検討してまいりたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。小堀の渡しの由来というアナウンスということなんですけれども、取手市全体をアピールするような内容も、加えたほうがいいのかと思います。小堀の渡しを乗りに来たというのはもちろんなんですけれども、取手市の魅力を伝えるという意味でも、そういったアナウンスの内容なんかも検討していただくと、さらにこの利用者が増える——質疑ではないですね。

○鈴木委員長 お願い事項はできませんので、

○岡口委員 お願いではないんですけれども、そういった検討はいかがでしょうかというのはいいですか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。放送内容につきましても、取手市のほかの、例えば旧取手宿本陣であるとか、ほかの場所のPRもしていければいいのかなと思いますので、ちょっと検討してまいりたいと思っております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。2つ目の質疑に移らせていただきます。市営住宅の管理に要する経費についてです。こちらは、本田委員のほうからもありましたので、理解することができた部分、そちらは割愛させていただきたいと思っております。政策空家の選定方法について、お伺いいたします。どのような基準や、考え方に基づいて選定されているのか。

○鈴木委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 管理課、倉持です。岡口委員の御質疑に答弁いたします。当市の市

営住宅は、昭和40年代に建設された住宅であり、築50年を経過しております。駒場住宅のA棟B棟以外の住宅につきましては、耐用年数を超えた住宅であり、修繕等による機能回復が見込めないことから、新たな入居者の募集を提出するほか、入居者に対する移転等の交渉を進めるなど、政策空家として位置づけております。将来的な用途廃止に向けた対応を図っているものでございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 理解いたしました。では、修繕費及び除草などの維持管理の現状について、お伺いいたします。除草作業とかということ、かなりなんか高額かかっているんですけども、その辺お願いします。

○鈴木委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 管理課、倉持です。岡口委員の御質疑に答弁いたします。修繕費及び除草等の維持管理費の現状でございますが、まず修繕費につきましては、令和7年度の内容を御説明いたします。37件の修繕を行いました。床の張り替えやドアの修繕、浴室やトイレなどの水回りの修繕で、入居者の方々から様々な依頼につきまして、対応しております。また、募集に向けた部屋の全体的なリフォームなども行っております。除草等の維持管理については大和根住宅、西方住宅の法面地の除草、大和根住宅法面地の樹木伐採を令和7年度から行っております。その続きの部分を実施いたします。その他に大和根住宅の通路や空地の除草を実施し、入居者の住環境の向上を図ってまいります。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 よく分かりました。今のリフォームについてなんですけれども、浴室とか水回りとかというふうなことで、これは要望を受けて、直すというか、要望を受けて、これはまだ使えそうだなとか、何かその辺はどんなふうな査定なんですか。

○鈴木委員長 倉持副参事。

○倉持管理課副参事 お答えします。そちらにつきましては、お客様のほうから——入居者の方から、そういった要望がございましたら、現地を確認いたします。そちらのほうで職員が直せるものであれば、職員が直しますけれども、直せないものについては、こちらのほうから業者のほうに依頼をかけて、修繕をかけております。先ほどのリフォームということでお話ししたけれども、こちらのほう、新規入居のためのリフォームということでお願いいたします。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。今後の市営の住宅の在り方については本田委員のほうで、答弁頂いてるので、それで了解しました。私の質問、質疑を以上で終わりにいたします。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、落合委員。

○落合委員 説明書107ページの公園維持管理に要する経費についてです。先ほど小堤委員のほうからもありました、市民の要望で、ゆめみ野公園に遊具が設置されるということで、私、実は結構いろんなところから健康遊具の推進にちょっとお声頂いてまして、健康づくりの拠点という観点からなんですけれども、そういった視点で——そういった場合は自

治会から要望すれば健康遊具の設置はできるものなんではないでしょうか。

○鈴木委員長 海老原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。お答えいたします。公園に設置する遊具でございますけれども、健康遊具、幾つかの公園で——藤代庁舎前の水と緑と祭りの広場であったり、幾つかの公園に設置している実績もございます。設置する遊具でございますけれども、地域の実情や利用者のニーズ、また、御意見などを参考にしまして、市内公園のバランスを含めまして、設置の検討はしてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 参考にさせていただきます。

次の質問に移ります。道路管理に要する経費……

○鈴木委員長 落合委員、質疑ね。

○落合委員 (続) 質疑に移ります。道路管理に要する経費なんですけれども、これもう先ほど来、いろんな方々が質疑してるんですけど私、歩道のほうなんですけれども、歩道の街路樹なんですけれども、取手市には、街路樹——四季折々のいろんなカレンダーのような役割を果たして、本当に魅力的な歩道がたくさんあるんですけども、やっぱり立派な——その分立派な分、根っこが……。私、この地元のウォーキングクラブで、市内の道路を歩いてるんですけども、何かこう根っこが上がってきて、転倒ですとか、またやっぱり長年の経年劣化によりまして、ひび割れなんかも結構目立つんですけども、市内の歩道なんかで、転倒ですとかつまずきみたいな、報告みたいな——掌握するのは市のほうでは捉えているのか。その辺、もし……。

○鈴木委員長 鈴木補佐。

○鈴木管理課長補佐 管理課、鈴木です。落合委員の御質疑に御答弁させていただきます。街路樹の根上がりにつきましては、今年度においては、根上がりによる事故の報告は1件ございました。子どものほうがそちらにつまずいて転んだということで報告を受けております。現地につきましては、そういったところは補修のほうを実施し、対応しております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 あと、歩道も本当にきれいに舗装された道路というのは、本当に歩いてても快適なんですよね。さっき言った取手市を代表するような、とりかん道路ですとか、そういった道路、結構その根上がりが今後多分大きな——大きなというか、場所によっては問題になってくるかと思うので、今後、その道路補修の観点、先ほど入江議員のほうからも、予防保全型というお話ありましたけども、今後そのような歩道のほうの計画もされていくのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。落合委員の御質疑に答弁いたします。歩道につきましては長寿化計画のほうを対象としておりません。適宜、歩道のほうの補修に対しては対応してまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 ちょっと要望するような形で……

○鈴木委員長 え。

○落合委員 (続) その要望じゃなくて……

[笑う者あり]

○落合委員 (続) 見かけたらお伝えして、改善を図っていただきますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わりにします。

○鈴木委員長 最後に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願ひします。私からは、道路管理に要する経費について、予算説明書 95 ページです。道路草刈委託料 6,671 万 1,000 円が計上されております。現在は草刈りによる対応が中心と認識しております。維持管理費の効率化の観点から、防草シートなどによる対策は、中長期的なコスト削減につながると考えますが、コストの比較等、これまで検討されたことがあるのか伺ひます。

○鈴木委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。長塚委員の質疑に答弁いたします。基本、毎年うちのほうとしましては草刈りとして、取手市の管理してる市道や法面、あと国土交通省や茨城県の堤防を占有している兩岸などを対象として、毎年 16 ヘクタールの草刈りを実施させていただいております。委員さんの言われたとおり、防草シートや防草コンクリートなどの対応も考えられるんですが、草刈り対象箇所には、植栽の中の除草であったり、道路法面においては、土砂の流出となる可能性が大きい場所など、適宜、防草対策を活用できる箇所を見極めることが必要となります。また、コスト面におきましては、道路草刈委託におきましては 1 か月で大体 300 円というところなんですけども——1 平米当たり 300 円程度になります。比較的安い防草シートにおきましては、施工も含めると、1 平米当たり約 6,000 円の見込みとなります。こういうところから、また、防草シートに関しましては、耐用年数としましては 10 年、設置後 10 年程度と見込んでおりますが、耐用年数が経過する前にも、強風や破れや剥がれの補修などのことも懸念されます。そういうことで、コストの軽減が図れるよう、防草対策方法なども考えながら、検討していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 難しい箇所もあると思うんですが、可能なところは、そういった防草対策への転換が可能な場所の検討についても、今現在はされてらっしゃるという認識でよろしいですか。

○鈴木委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。長塚委員の質疑に答弁いたします。先ほどもちょっと御説明したとおり、場所場所によってちょっと検討しないといけない。あとはコスト面のほうが大分、今は高いというところがございますので、今後、うちのほうで除草する箇所においても、検討していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。よろしいですか。

以上で、通告された質疑が終わりました。

ここで、確認いたします。他の委員の質疑応答の経過から、疑義がある委員はおりますか。

入江委員。

○入江委員 私は、加増委員が質疑していた、取手緑地運動公園配置見直し現地調査委託料、この部分なんです。現地調査をするのに、3,166万9,000円って、結構な予算だと思うんですが、どのような現地調査をするのか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。お答えいたします。今回の委託内容でございますけれども、先ほど答弁させていただきました、約2キロの範囲の測量等の現地調査を行った後、配置見直し案としての概略的な計画を立案するまでを行うものでございます。以上です。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 それと配置の見直しなんです。先ほど、成年野球場3面から、ふれあい広場のところと言ってたんですけど。成年の野球場というのは、今度どちらのほうに見直されるのでしょうか、場所的に。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。現在の成年野球場は取手緑地運動公園の一番上流側、常磐線橋梁のすぐ下流側にごさいます。そちらを多目的広場とする計画でございますが、やはり市民会館下というのは、駐車場を残さなければ利便性が下がってしまうのかなと思いますので、そこより下流側になるのかなと考えております。以上です。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 下流側になると、そこにも駐車場はあるし、サッカー場あるし、少年野球場——場所的に可能なかどうか、ちょっと。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。そこら辺を全て含めて、どう入替えしていくのかという協議が必要になってくると思います。以上です。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 その辺のタイムスケジュールは、どんな——どのようになっているのでしょうか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。令和8年度に測量や概略的な計画の策定、続きまして、令和9年度に詳細設計、令和10年度から実際工事に入ることになると思いますが、いかんせん利根川の河川敷ですので、夏場の出水期は工事ができませんので、それを避けての複数年での工事になってくるかと考えております。以上です。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 工事に入る前の2年間というのは、8年度、9年度というのは、今までどおり利用できるんですか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○**蛭原建設部次長** お答えいたします。令和8年度、9年度につきましては、御使用いただけるものと考えております。以上です。

○**鈴木委員長** 入江委員。

○**入江委員** 分かりました。ありがとうございました。

○**鈴木委員長** よろしいですか。

次、染谷委員。

○**染谷委員** すみません、私も同じところでございます。恐らくこれ、一度見直すと、また何十年とそのままになると思うんですけども。河川敷でありますので、いろいろ厳しい条件があるのは分かるんですが。例えば今、バスケットボールありますよね、あそこに。今度、北浦川緑地にもできますけども——県が作ってくれて、2つ、今完成している雰囲気ですけども——見てまいりました。ああいうものとか、佐野委員が一般質問でやっていた、スケートボードで遊べる場所とかBMXがやれるような場所というのは、その検討に入るのかどうか、お伺いします。

○**鈴木委員長** 蛭原次長。

○**蛭原建設部次長** 水とみどりの課、蛭原です。お答えいたします。現在、取手緑地運動公園にバスケットゴール1つございます。河川敷の施設につきましては、増水に備えまして、撤去計画というものを策定しております。増水が懸念される時は、そういったものを全て、堤防の外——住宅側へ引き上げなければならないというような課題がございます。ですので、どこまで設置できるかというものは、河川管理者である国土交通省との協議、それとあと現在の市のほうで対応できる撤去能力との兼ね合いになってくるかと思えます。以上です。

○**鈴木委員長** 染谷委員。

○**染谷委員** 今現在、船着場があって、橋の下の辺り、こっち側にすごく舗装された広いところありますよね。あそこなんか、よく休みの日に——今、自転車のペダルのない——ストライドというのかな、あれで模擬レースみたいなのをやってるお子さんと親御さんがいっぱいいるんですけども、ああいうスペースみたいのも考えてはいるんですか。

○**鈴木委員長** 蛭原次長。

○**蛭原建設部次長** お答えいたします。今、委員のおっしゃっていただいた場所は、現在、取手市が占有している区域の外になります。占有範囲は——分かりやすく言いますと、園路で囲まれた範囲になります。今回の見直しにつきましては、その辺、今おっしゃっていただいた場所も含めて、国土交通省と協議して考えてまいりたいと思えます。以上です。

○**鈴木委員長** 染谷委員、よろしいですか。

ほかに。

佐野委員。

○**佐野委員** 佐野です。すみません。何人かの委員の方が——加増委員や小堤委員、落合委員が質疑された、公園維持管理に要する経費についてなんです。以前、私ここの中身の中で、遊具の遮熱塗装について、一般質問したことがあるんです。夏になると、ものすごい遊具が熱くなって、うっかり間違っただけで、やけどするようなどころもあ

ります。これ、前に話したときに、検討というようなお答えもあったかと思うんですが、今回のこの中に、検討というのはされたんでしょうか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 水とみどりの課、蛭原です。お答えいたします。はい、検討させていただきまして、市のホームページのほうで、夏場の遊具施設につきましては、高温になっているので、御家庭でもぜひ御検討いただければということで、注意喚起のPRを掲載させていただいたところ です。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 行かないで、ということですかね——触らないで、ということ。遮熱の塗装を例えばし直すとか、もしくは塗装しなきゃいけないような遊具の塗装を遮熱にするとかというような、検討はされましたでしょうか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。遊具自体を熱くさせないというのは、なかなか現実的に難しい状況になっております。ですので、もし夏場、遊びに行った際は、やけどとかに——熱くなってるので、やけどする可能性がありますので気をつけてください、というような内容になっております。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 一番困難な理由としては何でしょうか。

○鈴木委員長 蛭原次長。

○蛭原建設部次長 お答えいたします。子どもたちが遊ぶ遊具につきましては、塗料につきましても有害のない塗料を使っていると聞いております。それが高温に、どこまで対応できるものかという、ちょっとデータのなものまでは持ち合わせておりませんが、そこら辺のもし塗料があるというようなものがあれば、ぜひ今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 佐野委員。

○佐野委員 以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかに。

山野井議長。

○山野井議長 先ほど本田議員が、ふれあい道路の質疑をしていました。県道昇格の要望をしているということで、断られている理由について質疑したんですが、明確な答弁がなかったの で、要するに、それを断っている、突き返している理由は何ですか。

○鈴木委員長 山田課長。

○山田管理課長 お答えいたします。私どもは毎年市長会のほうに、県道昇格として、ふれあい道路の要望書を出させていただいております。その中にいろいろと、取手市内の県関連の河川の改修とか、そういうものも含めて、いろいろと要望を出させていただいております。別に突き返されているわけじゃなくて、まとめて毎回県のほうに要望のほうは提出させていただいている状況になっているということ を報告させていただいております。

以上です。

○鈴木委員長 山野井議長。

○山野井議長 結構20年とか以上要望を続けていて、その要望を飲み込まない理由が必要なのはなんです。これ道路法上も、2市町村にまたがる道路は、これ県道——都道府県道の要件を満たしているんで、なおかつ常総ふれあい道路という名前ですから、基本的には広域的な役目を果たす道路でありますから、それをいわゆる県道に昇格しない理由というのは必要になると思うんですよ。いかがですか。それとも、何かいろんな要望を混ぜた中に入っている一つの要望なので、そのいわゆる返答が来てないという認識でよろしいですか。ちょっと大事なところなんで。

○鈴木委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。お答えいたします。基本的に県政要望という形なものですから、いろいろある要望の中の一つとして、うちのほうから県道のほうの昇格という要望を上げさせていただいている状況となっております。以上です。

○鈴木委員長 いや、山田課長。その——毎年こういう要望を出していて、結局県のほうからの返答とは、どういうふうな返答が来ているのかというのを、今、山野井議長が聞いてるかと思うんですが。

○山野井議長 県道の要件を法的に満たしている可能性が高いんですよ。通過交通の割合だとか、大型車両の混入率とかというのを調べて、ちゃんとそのデータを県に送って、県道昇格として十分これは役割を果たすという交渉をしてきたのかどうかを聞きます。してなければ、してないでいい。毎年1億円以上払っていて、これを何もしないというのは問題……。

○鈴木委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。これ令和7年度の県政要望に対する要望事項とその回答というのが、うちのほうにも来ておりまして、その中で、全体的な県のほうの要望に対する県の考え方というのは示されているんですけど、個々にここですというのは、ちょっとないんですね。すみません。以上です。

○鈴木委員長 山野井議長。

○山野井議長 分かりました。過去のことはもういいとして、大井川知事もインフラ整備については積極的な投資をすると自らおっしゃっておりますので、一度いい機会だと思いますので、守谷さんやつくばみらいさんと一緒に、もう一度そういう要望をきちっと一本で出すというのも方法なのかなと思いますので、御検討いただければと思います。

○鈴木委員長 山田課長。

○山田管理課長 管理課、山田です。先ほどもちょっと述べさせていただきましたが、あそこの守谷流山線という、ちょうど道路——橋がかかっている道路から先が、今度、県のほうで整備されます取手豊岡線というバイパスですね。場所的に言いますと、守谷のあそこの田んぼのほうとか、ずーっと抜けていきまして、最後は常総市の豊岡町まで抜ける道路。常総市のほうは、もうほぼ完成してて、今守谷工区をやっているというところなんですけども、そこと、ふれあい道路がつながるわけなんです。だから今まで使ってい

たふれあい道路、守谷市さんとかつくばみらい市さんのほうよりも、そちらのバイパスのほうの、今後大方の交通の見込みが多いのではないかということも含めまして、そういうものも一緒に含めまして、今後、県政要望に反映させていただいて、引き続き要望させていただきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 山野井議長。

○山野井議長 客観的に見ても、県道に昇格する要素がかなりあります。新大利根橋にも——いわゆる、くっついてる、あれ県道なんで。県の管理ですから、あそこにかに、いわゆる通過交通が多いかというのを調べて、あと大型車両の混入率、これをぜひちょっと根拠にさせていただいて御努力をしていただきたい。以上です。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで議案第17号のうち土木費について質疑を打ち切ります。執行部の皆様、お疲れさまでした。

休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

次に、委員会としての総括質疑事項確定のための委員間討議を行います。

まずは、総括質疑を行うべき項目を各委員から出していただきます。その項目についての詳細な内容、総括質疑項目の確定等については、項目を出していただいた後に休憩し、協議いたします。また、2月16日の委員会で決定されたとおり、この委員間討議で出していた項目のうち、副委員長による総括質疑として取り上げられなかった内容で総括質疑の希望がある場合には、委員のうち、各会派代表者による総括質疑が認められています。このため、これから行う委員間討議の中で出されなかった意見や、副委員長が総括質疑を行う事項については、各会派代表者による総括質疑は認められません。その点を踏まえた上で、委員間討議をお願いいたします。

それでは、昨日と本日の審査を通じて、副委員長が代表し総括質疑を行うべき項目はございませんか。

染谷委員。

○染谷委員 昨日のやつなんですけども。入江委員と加増委員がやってきました、庁舎の整備に要する経費。これはちょっと、まだ曖昧な部分がありましたので、その辺と、あとこども政策に関しても、何だか、こども部が本当にリードしているのかなという、ちょっとそういう雰囲気がありますので、そこかなと思います。

○鈴木委員長 入江委員。

○入江委員 私も同じことを言おうと思ってたんですけど。やっぱり庁舎の整備に要する経費、これ最初にスタートする部分なので、すごく重要だと思うんですよ、最初の基本構想というのが。ここでしっかりと、それに取り組んでもらう。今までは庁舎の基金も積み立ててなかったわけですから。これ庁舎って、新しいのができたときから、次の庁舎に向

けて積み立てていくのが普通だと思うんですけど。今まで一切そういうのをしてなかったわけですから。その辺をしっかりとやってもらうためにも必要だと思います。あと、ここで皆さんから出てた、紙おむつ——こどもの事業、それ、こども政策推進に要する経費に入るのかな、また別なのかな、それ。その辺と、あと教育委員会のALT、この辺の問題も皆さんから結構質疑が出てたんで、その辺どうかなと思います。

○鈴木委員長 ほかに。

小堤委員。

○小堤委員 今、入江委員からもありましたけど、私も自分でも質疑しているんですけども、ALTのJETプログラムのところと、あともう一つは英検。私、質疑させていただきました英語検定。英語検定のところの全額負担とか、そういうところをちょっともう少し掘り下げたほうがいいかなというふうに。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ふれあい道路の県道——ふれあい道路の県道の認定というのかな、これ平成13年からずっとやっているようだったんで、これはちょっと聞いてみて……。

○鈴木委員長 最後にやった常総ふれあい道路ですね。

○本田委員 そうですね。

○鈴木委員長 これはあれですよ、中村市長、直接に県知事に会って要望を出してもらうとかということも必要ですよ、これ。

ほかにありますか。

長塚委員。

○長塚委員 もう私もちょっと出てるんですが、1つは庁舎の整備。ここから10年、12年ってかかるとなると、基金のこともそうですし、計画も慎重かつ早急に進めていく必要があると思います。もう1つ、また染谷委員と一緒に、こども政策推進。ここ金額の多寡ではないと思うんですが、今現在は調整役という、何かどうしても弱い感じがして、もとの目的である司令塔という——推進していくというところがなかなか見えないというのが一番です。政策推進にかかわら——予算にかかわらず、ほかのこどもに関する予算についても、もうこども部が中心となって引っ張っていくような形で、ちょっと推進をしていってほしいなという気持ちもあります。以上です。

○鈴木委員長 どうですか。海東副委員長。

○海東委員 ありがとうございます。皆様の御意見を聞いてからというふうに受け止めております。

○鈴木委員長 特に、海東副委員長も問題ないですか。

○海東委員 御配慮いただきまして、ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにありますか。もうなければ、この辺ぐらいで絞って、項目……。

〔「桑原はいいですか、桑原」と呼ぶ者あり〕

〔笑う者あり〕

○鈴木委員長 でも、あまりいい返事はね。突っ込んでも同じような返答なんで、恐らく。もうこの後も5項目に絞って、これ副委員長による総括質疑は全員賛成でないに取り上

げられないんで、一つでも反対者がいれば、それはまた会派でやるとかという形になりますので、よろしいですか。

長塚委員。

○長塚委員 すみません。2項目めの調整役はしていただいているけど、司令塔としてのが見えてこないという。

〔「調整役はしているけど、司令塔としての役割が見えてこない」と呼ぶ者あり〕

○加増委員 委員長。

○鈴木委員長 はい。

○加増委員 地域……空き店舗があっちこっち——商店街が潰れて、地域活性化について役立ってるのかなと思うんだけど、5万円減らされたって話が。

○鈴木委員長 はい、はい、はい。

○加増委員 だから、そういう過去を見て、そういうのも必要かなと思う。

○鈴木委員長 空き店舗の、そうすると……。

○加増委員 今やらなくなっちゃったのかな。商店街の元気なくなっちゃったのかしら。

○鈴木委員長 空き店舗補助金というのは、2分の1補助ですよ、たしか。

○加増委員 くらい出たんだよね。

○鈴木委員長 それはあれでしょう、改修するときですよ。

○佐野委員 追加でいいですか。学力向上推進事業。

○鈴木委員長 どんどん増えていくとね。

○佐野委員 じゃあ1個だけ。

○鈴木委員長 はいどうぞ。

○佐野委員 学力向上推進事業の中の英語検定と、私的には英語エキスパート育成プロジェクト事業。

○鈴木委員長 英語エキスパート。

○佐野委員 育成プロジェクト事業。

〔「エキスパート育成プロジェクト事業が英検」と呼ぶ者あり〕

○佐野委員 一緒か。

〔「括弧で」「分かりやすい」と呼ぶ者あり〕

○佐野委員 一緒ね。失礼しました。

○染谷委員 ちょっと聞いていて、もやもやしたのが、長塚委員と佐野委員がやられました5歳児健診なんですけども。要は来年度が公立の保育所・幼稚園で、再来年度が私立、その後に、通ってない子みたいな、そんな感じだったんですよ。別に、一気にできないのかなというふうに思って。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 いや、今休憩じゃないです。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 いや遠山さん、委員外議員の発言は認められませんので。

〔「休憩したら」と発言する者あり〕

○鈴木委員長 各委員から出していただいた項目を、これから読み上げていきます。

1、庁舎の整備に要する経費、基金の積立てということですね。項目2、こども政策推進に要する経費、紙おむつ、それから司令塔としての役割が見えてこない。項目3、教育振興に要する経費、ALT……。

[発言する者あり]

○小堤委員 それALTじゃなくて、JETプログラム——ALTを養成する、そのやり取りで、JETプログラムのほうが何かいっぱいお金かけてやってるから、そのところ。今、ALTと言うと——今までのALTも入っちゃうけど、広い意味ではALTなんだろうけど、その辺、後で皆さんでちょっと協議していただければと思います。

○鈴木委員長 JETプログラム。——よろしいですか。JETプログラムを追加ということですね。それから項目4、学力向上推進事業として、英語検定（未来の英語エキスパート育成プロジェクト事業）。項目3、道路維持に要する経費、ふれあい道路（市道0106号線）の県道昇格要望みたいな感じですかね、これ。それから項目6、空き店舗活用事業に要する経費、これは具体的に言うと、補助金の拡充みたいな——加増さん。空き店舗活用事業に要する経費なんですけども、これもちょっと補助金の拡充とか、そういった観点からの要望……。

○加増委員 どうやったら活性化するかという観点から、地域の声とかそういうことを聞きながら実現させていく。そういうのが大事なかなと。何もやらないんじゃないかなと、今のところは。空いてれば、必要ならやるくらい。

○鈴木委員長 加増さん、もう一度。

○加増委員 だから、空き店舗活用事業に要する経費って、単純にそれだけじゃなくて、地域活性化のために当市は対応していくのか、空き店舗の対応をどうするのかという。探しながら、最終的には事業の拡充ということなんだと思うんだけど。

○鈴木委員長 いいですか。項目6までいいですよ。

次、項目7、乳幼児健診に要する経費、5歳児健診ということですよ。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 取りあえず一応、あと最終的に結論……。以上、7項目でしたっけ。7項目がありました。それでは、この後休憩し、ただいま挙げていただいた項目について、総括質疑項目とするかについての協議を行いたいと思います。

休憩します。

午後 時 分休憩

午後 時 分開議

○鈴木委員長 再開します。

それでは、休憩中の協議内容を踏まえ、海東副委員長から、委員会としての総括質疑事項の確認のため、発言願います。

海東副委員長。

○海東委員 それでは、項目ごとに申し上げます。

項目1、庁舎の整備に要する経費についてでございます。多機能な公共空間の創造、基

金の計画的な積立てになります。

項目 2、こども政策推進に要する経費についてでございます。プライオリティーを発揮できるのか。

項目 3、教育振興に要する経費についてでございます。ALTとJETプログラムの違いの明確化を。

項目 4、道路維持に要する経費についてでございます。3市連携によるふれあい道路（市道 0106 号線）の県への移管について。

以上につきまして、総括質疑のところでございます。以上でございます。

○鈴木委員長 ただいま、委員会としての総括質疑事項を発言していただきました。

委員から何かございますか。——なしと認めます。

それでは、ただいまの内容を基本とし、最終的な文言の調整は副委員長に一任していただき総括質疑をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

これで、委員会としての総括質疑事項確定のための委員間討議を打ち切ります。

そのほか、委員から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 事務局から何かございますか。——それでは、これで一般会計予算・決算審査常任委員会を散会します。

午後 時 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

一般会計予算・決算審査常任委員会委員長 _____